

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年3月11日提出
【計算期間】	第5期(自 2018年12月19日至 2019年12月18日)
【ファンド名】	野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目１２番１号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

わが国の株式および公社債を実質的な主要投資対象[※]とし、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「野村日経225 マザーファンド」および「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

<ファンド併合>

「野村ターゲットプライス「日経225」（国内債券運用移行型）」（以下、「当ファンド」）は、「野村インデックスファンド・国内債券」（以下、「併合対象ファンド」）を対象として、当ファンドを消滅ファンドとするファンド併合を下記の通り行なうことを予定しております。当ファンドの投資家のみなさまには、当ファンドの保有口数に応じて当ファンドと同様の商品性を持つ併合対象ファンドの受益権が割り当てられます。なお、投資家のみなさまにおけるお手続きはございません。

＜ファンド併合の理由＞

当ファンドおよび併合対象ファンドは、実質的に同様の運用方針を持ち、投資対象である「国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド」を通じて、投資信託財産の内容も実質的に同一となっております。併合対象ファンドの信託報酬率は総額年0.44%（税込）であり、当ファンドより低水準となっていることなどから、投資家のみなさまの利益に資すると考えられるため、当ファンド併合を行なうものです。

＜スケジュール＞

2019年11月28日（木）：当ファンド併合に関する所要の約款変更適用

2020年3月11日（水）：当ファンド購入のお申込み最終日

2020年5月26日（火）：割当比率計算日、当ファンドの信託終了日

2020年5月27日（水）：ファンド併合日

※ファンド併合に伴い、当ファンドのご換金のお申込みの受付を停止する場合があります。停止する場合は事前にお知らせいたします。また、併合によって取得された併合対象ファンドの受益権につきましてもファンド併合日当日はご換金のお申込みが出来ない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜併合対象ファンド割当の内容＞

当ファンドと併合対象ファンドの口数あたりの純資産額の比に基づいて、当ファンドの口数あたりの併合対象ファンド割当比率が計算され、当ファンドの保有口数に応じて併合対象ファンドの受益権が割り当てられます。

例：併合前日（割当比率計算日）の当ファンドの10,000口当たり純資産額が12,000円、併合対象ファンドが10,000円の場合、当ファンド10,000口につき併合対象ファンド12,000口が割り当てられます。

＜その他＞

課税上は当ファンドの割当比率を考慮した取得価額をもとに取り扱われます。また、NISA口座において当ファンドを保有されている場合、併合対象ファンドを同口座で継続して保有いただけます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜併合対象ファンドの概要＞

ファンド名	野村インデックスファンド・国内債券
運用方針	わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
信託期限	無期限
決算日	原則、毎年9月6日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	年0.44%(税抜年0.40%)
信託財産留保額	なし

※ファンド併合とは複数の投資信託の信託財産を一つの投資信託の信託財産とすることをいいます。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村ターゲットプライス「日経225」（国内債券運用移行型））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回		
中小型株	年4回	日本	
債券		北米	ファミリーファンド
一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)		
社債		アジア	
その他債券	年12回	オセアニア	
クレジット属性 ()	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券)資産配分変更型))		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投

資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

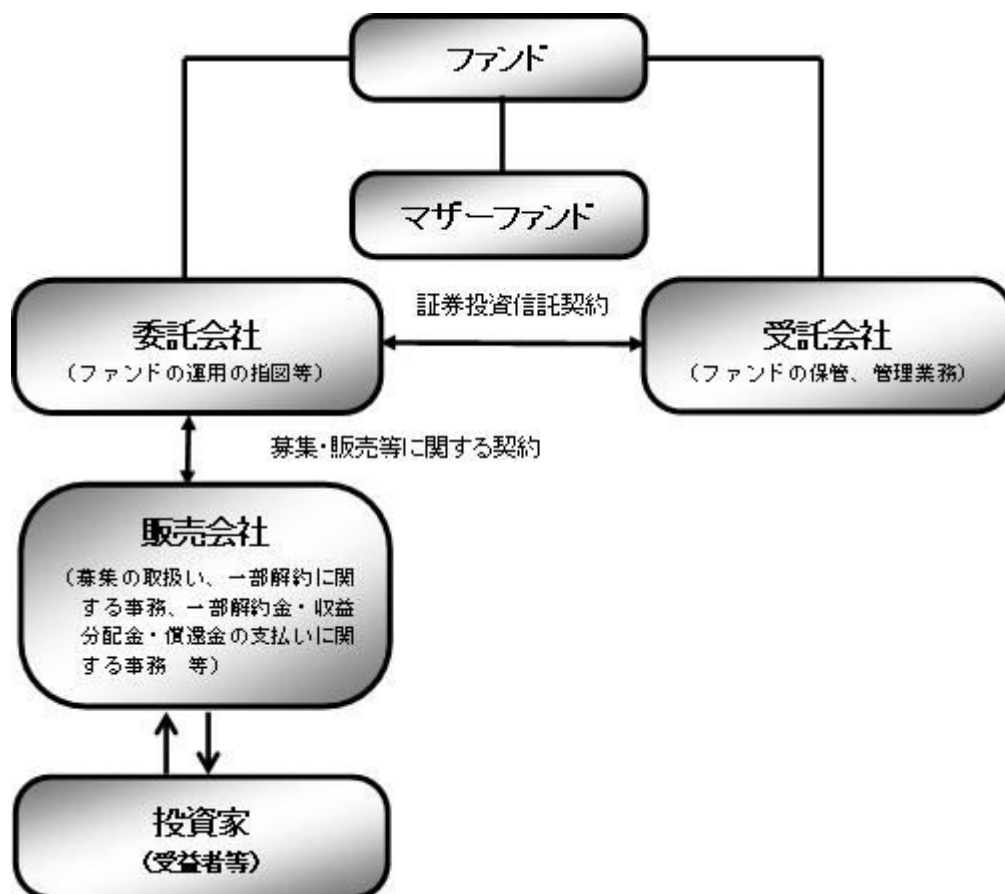
〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

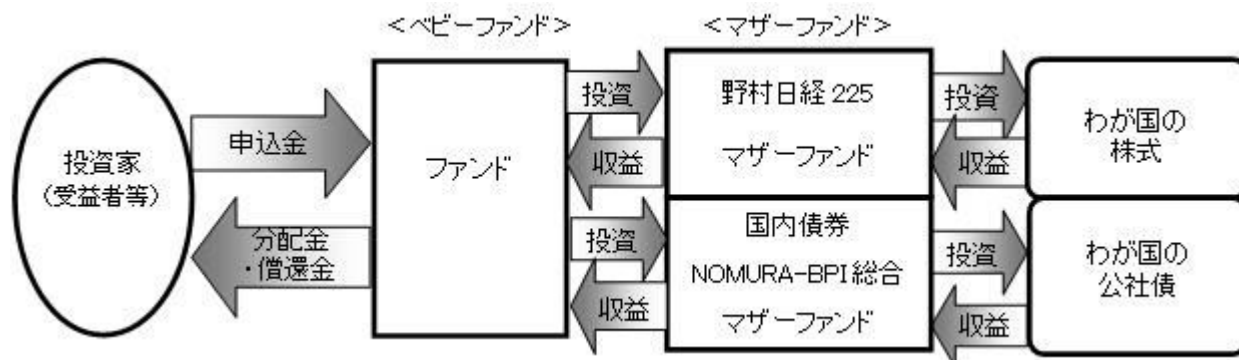
2014年11月21日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が出資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



ファンド	野村ターゲットプライス「日経225」（国内債券運用移行型）
マザーファンド (親投資信託)	野村日経225 マザーファンド 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド
委託会社 (委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社 (受託者)	野村信託銀行株式会社

■委託会社の概況(2020年1月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

◆「野村日経225 マザーファンド」および「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行なうことを基本とします。

◆基準価額（1万口当たり。支払い済みの分配金累計額は加算しません。）が一定水準（12,000円）以上となるまで、「野村日経225 マザーファンド」の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

・効率的な運用を行なうため、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用する場合があります。

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」には原則として投資を行ないません。

◆基準価額が一定水準（12,000円）以上となった場合には、一定期間内で「野村日経225 マザーファンド」の組入比率を引き下げ、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」による運用に切り替えていくことを基本とします。

「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」による運用に切り替えが完了した以降、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

※ファンドは基準価額が一定水準（12,000円）に到達しており、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」による運用に切り替えが完了しております。

■各マザーファンドの投資方針等について■

◆野村日経225 マザーファンド

- ・日経平均株価に採用されているまたは採用が決定された銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・効率的な運用を行なうため、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用し、また、わが国の金融商品取引所に上場している日経平均株価を対象指数とする上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。

※日経平均株価（日経225）とは、日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。わが国の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

- ①「日経平均株価」（日経225）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
- ②「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。
- ③本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負わない。
- ④株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
- ⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

◆国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

- ・主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

※NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

野村日経225 マザーファンド受益証券および国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にわが国の株式および公社債に投資します。また、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 ④および⑤」に定めるものに限りま。
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村日経225 マザーファンド受益証券および国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

「野村日経225 マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

日経平均株価に採用されているまたは採用が決定された銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を取引対象とします。

(2)投資態度

- ①日経平均株価に採用されているまたは採用が決定された銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ②効率的な運用を行なうため、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用し、また、わが国の金融商品取引所に上場している日経平均株価を対象指数とする上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。
- ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑤投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

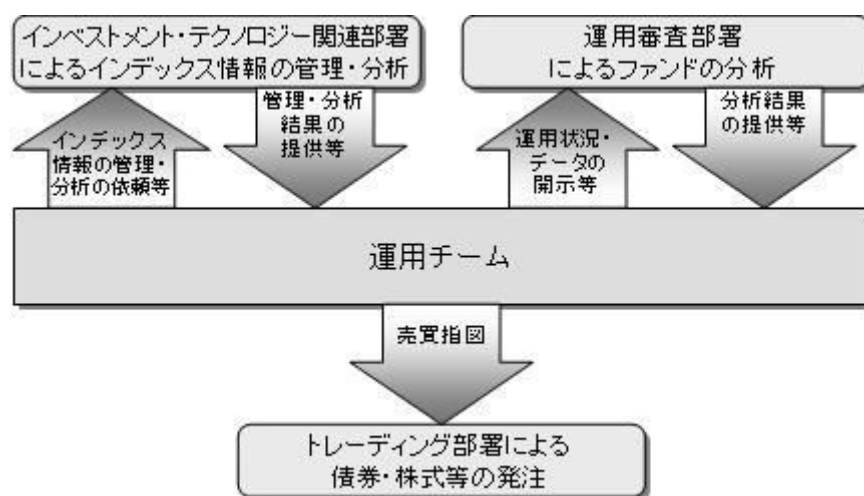
④スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

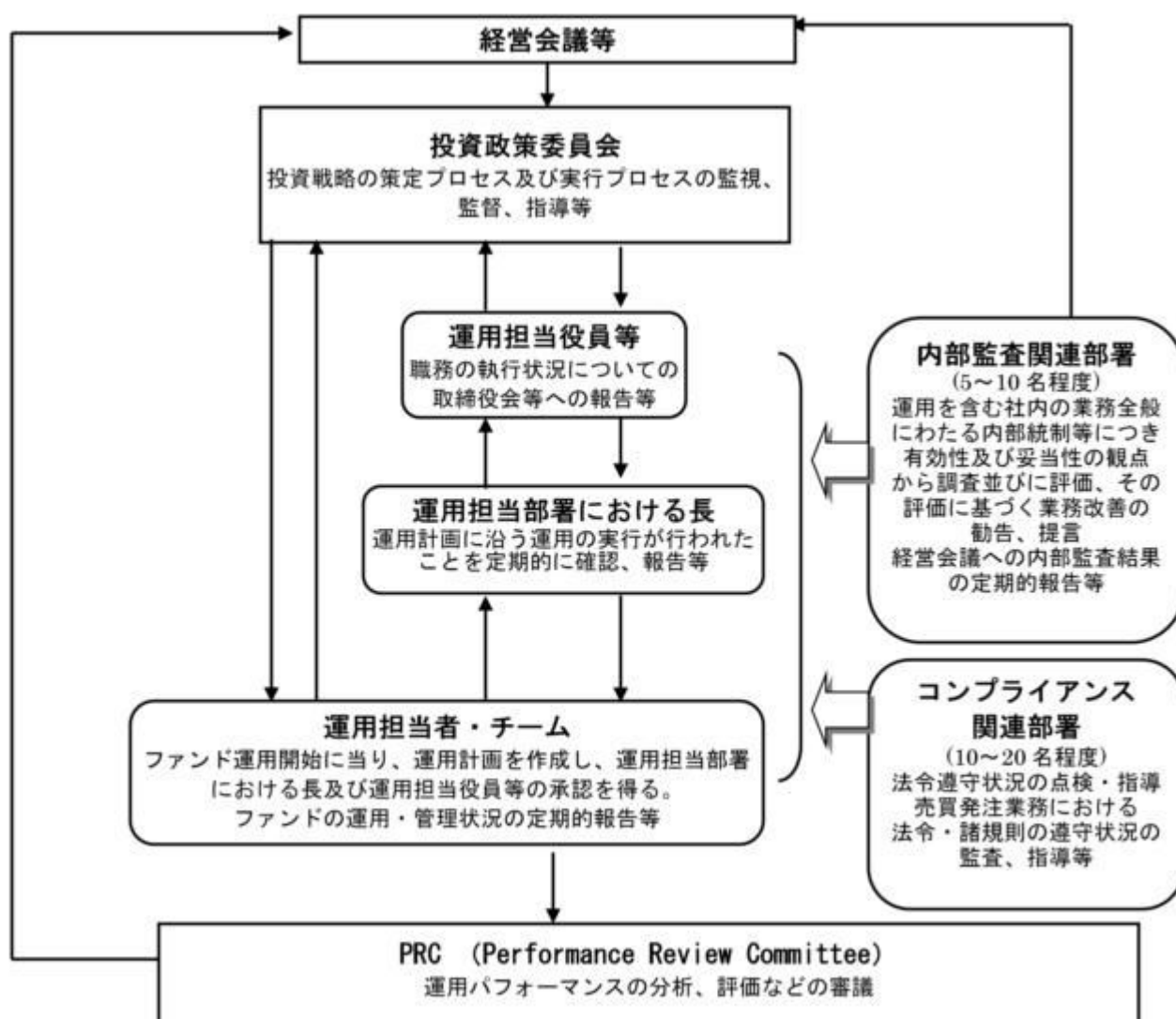


※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託

者が決定します。

- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＊委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年12月18日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

(5) 【投資制限】

①運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債[※]の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図（信託約款）

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当

する契約の一部の解約を指図するものとします。

- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 公社債の借入れ（信託約款）

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- (iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨ 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (ii) 上記(i)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と野村日経225 マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する野村日経225 マザーファンド受益証券の時価総額に野村日経225 マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- (iii) 上記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- (iv) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 資金の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純

資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑪同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【株価変動リスク】

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

【債券価格変動リスク】

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆投資方針に記載の一定水準（12,000円）は、あくまでも一定期間内で「野村日経225 マザーファンド」の組入比率を引き下げ、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」による運用（以下「債券運用」といいます。）に切り替えていくための価額水準であり、基準価額が12,000円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。

また、株式売却の際に発生する売買委託手数料等や市場インパクト、債券運用に切り替わるまでの株式の価格変動の影響、ファンドが実質的に組み入れている銘柄について速やかに売却できない場合、基準価額

が12,000円以上となった日以降收受される信託報酬、または債券運用への切り替え完了後に投資方針に沿った運用ができない場合等により、基準価額が12,000円以上となった日の翌営業日以降（債券運用への切り替え完了後も含みます。）の基準価額が12,000円を下回る場合があります。

※ファンドは基準価額が一定水準（12,000円）に到達しており、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」による運用に切り替えが完了しております。

- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

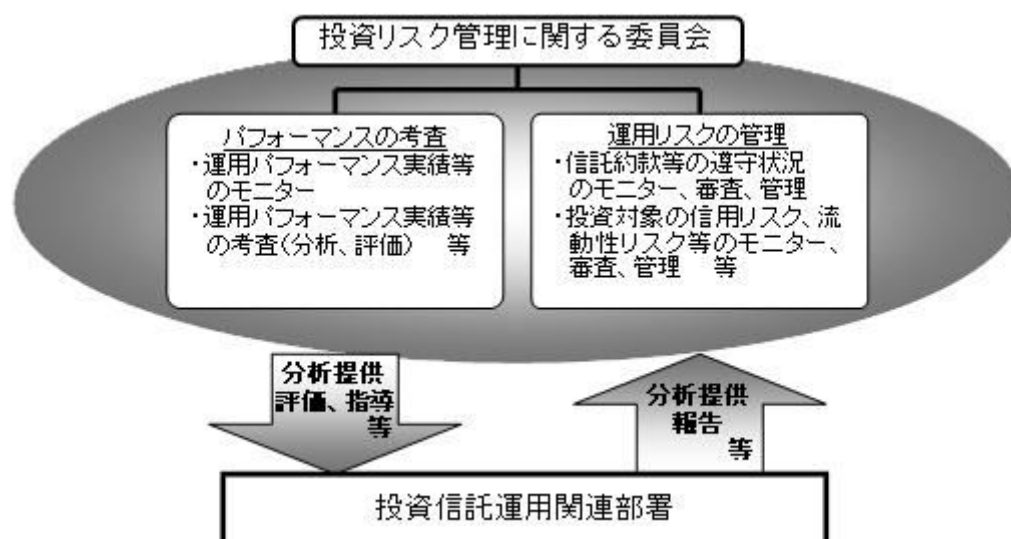
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

①取得申込日の基準価額に、1.1%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜

1.0%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.55%（税抜年0.50%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、信託終了のときまたは信託の併合に伴いこの信託が消滅するときファンドから支払われます。

信託報酬率の分配については次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.23%	年0.23%	年0.04%

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

す。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額につい

ては、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

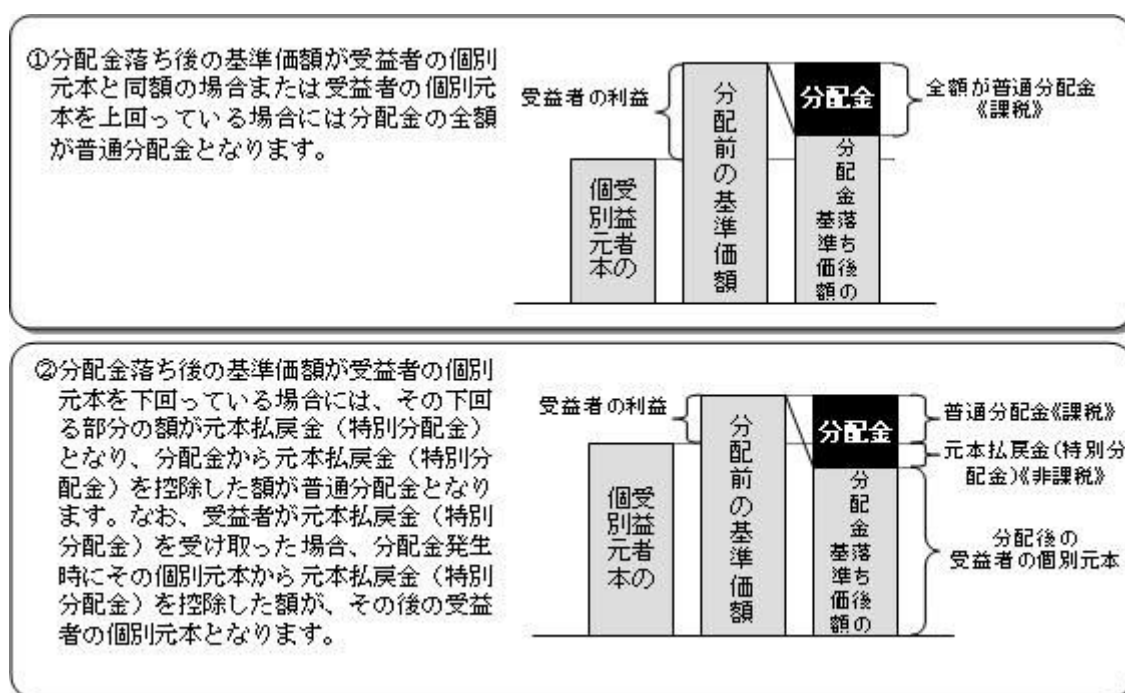
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年1月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年1月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	31,119,839	99.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,113	0.01
合計（純資産総額）		31,122,952	100.00

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	570,132,148,610	79.81
地方債証券	日本	47,623,941,803	6.66
特殊債券	日本	61,976,534,364	8.67
社債券	日本	29,806,683,650	4.17
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,778,553,381	0.66
合計（純資産総額）		714,317,861,808	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド	23,130,548	1.3387	30,964,865	1.3454	31,119,839	99.98

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.98
合 計	99.98

（参考）国内債券NOMURA－B P I 総合 マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 34回	7,600,000,000	104.14	7,914,972,000	103.41	7,859,692,000	0.6	2024/6/20	1.10
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 0回	7,500,000,000	100.83	7,562,325,000	100.48	7,536,675,000	0.1	2021/12/20	1.05
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第12 9回	7,000,000,000	100.75	7,052,810,000	100.42	7,029,680,000	0.1	2021/9/20	0.98
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 50回	6,850,000,000	102.06	6,991,386,000	101.97	6,985,082,000	0.1	2028/3/20	0.97
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 51回	6,600,000,000	102.65	6,774,950,000	101.90	6,725,664,000	0.1	2028/6/20	0.94
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 43回	6,400,000,000	102.36	6,551,204,000	101.77	6,513,472,000	0.1	2026/6/20	0.91
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 3回	6,200,000,000	101.25	6,277,820,000	100.73	6,245,818,000	0.1	2022/9/20	0.87
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 53回	6,100,000,000	102.88	6,275,960,000	101.83	6,211,996,000	0.1	2028/12/20	0.86
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 41回	6,000,000,000	103.74	6,224,664,000	102.82	6,169,200,000	0.3	2025/12/20	0.86
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 7回	6,000,000,000	101.58	6,095,130,000	101.02	6,061,320,000	0.1	2023/9/20	0.84
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第12 7回	6,000,000,000	100.54	6,032,520,000	100.28	6,017,160,000	0.1	2021/3/20	0.84
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 8回	5,900,000,000	101.43	5,984,760,000	101.09	5,964,487,000	0.1	2023/12/20	0.83
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 44回	5,800,000,000	102.19	5,927,485,000	101.84	5,906,894,000	0.1	2026/9/20	0.82
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 55回	5,600,000,000	102.76	5,754,816,000	101.74	5,697,888,000	0.1	2029/6/20	0.79
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 48回	5,500,000,000	102.50	5,637,920,000	102.00	5,610,385,000	0.1	2027/9/20	0.78
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 32回	5,400,000,000	103.78	5,604,390,000	103.02	5,563,296,000	0.6	2023/12/20	0.77
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 46回	5,400,000,000	102.26	5,522,148,000	101.94	5,505,084,000	0.1	2027/3/20	0.77
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 29回	5,300,000,000	104.23	5,524,190,000	103.31	5,475,430,000	0.8	2023/6/20	0.76

19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 35回	5,200,000,000	103.95	5,405,912,000	103.14	5,363,696,000	0.5	2024/9/20	0.75
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第12 8回	5,200,000,000	100.62	5,232,396,000	100.35	5,218,252,000	0.1	2021/6/20	0.73
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 28回	5,000,000,000	103.17	5,158,800,000	102.43	5,121,650,000	0.6	2023/3/20	0.71
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 49回	5,000,000,000	102.16	5,108,150,000	101.99	5,099,600,000	0.1	2027/12/20	0.71
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 45回	5,000,000,000	102.27	5,113,500,000	101.91	5,095,700,000	0.1	2026/12/20	0.71
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 47回	4,200,000,000	122.12	5,129,262,000	121.19	5,090,106,000	1.6	2033/12/20	0.71
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 47回	4,900,000,000	102.62	5,028,636,000	101.97	4,996,922,000	0.1	2027/6/20	0.69
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 52回	4,800,000,000	101.99	4,895,793,000	101.87	4,889,904,000	0.1	2028/9/20	0.68
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 1回	4,800,000,000	100.84	4,840,488,000	100.56	4,827,072,000	0.1	2022/3/20	0.67
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 50回	3,830,000,000	120.08	4,599,276,000	119.08	4,560,917,200	1.4	2034/9/20	0.63
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 5回	4,500,000,000	101.19	4,553,920,000	100.87	4,539,555,000	0.1	2023/3/20	0.63
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 25回	4,400,000,000	103.45	4,552,064,000	102.56	4,512,640,000	0.8	2022/9/20	0.63

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	79.81
地方債証券	6.66
特殊債券	8.67
社債券	4.17
合 計	99.33

②【投資不動産物件】

野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）

2020年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2015年12月18日)	92	92	1.2247	1.2247
第2計算期間	(2016年12月19日)	69	69	1.2528	1.2528
第3計算期間	(2017年12月18日)	52	52	1.2521	1.2521
第4計算期間	(2018年12月18日)	37	37	1.2536	1.2536
第5計算期間	(2019年12月18日)	30	30	1.2691	1.2691
	2019年 1月末日	36	—	1.2611	—
	2月末日	36	—	1.2632	—
	3月末日	35	—	1.2716	—
	4月末日	33	—	1.2671	—
	5月末日	33	—	1.2745	—
	6月末日	33	—	1.2816	—
	7月末日	33	—	1.2824	—
	8月末日	33	—	1.2991	—
	9月末日	32	—	1.2848	—
	10月末日	31	—	1.2792	—
	11月末日	31	—	1.2743	—
	12月末日	31	—	1.2699	—
	2020年 1月末日	31	—	1.2746	—

②【分配の推移】

野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年11月21日～2015年12月18日	0.0000円

第2計算期間	2015年12月19日～2016年12月19日	0.0000円
第3計算期間	2016年12月20日～2017年12月18日	0.0000円
第4計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	0.0000円
第5計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	0.0000円

③【収益率の推移】

野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年11月21日～2015年12月18日	22.5%
第2計算期間	2015年12月19日～2016年12月19日	2.3%
第3計算期間	2016年12月20日～2017年12月18日	△0.1%
第4計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	0.1%
第5計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	1.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年11月21日～2015年12月18日	157,306,052	81,504,067	75,801,985
第2計算期間	2015年12月19日～2016年12月19日	—	20,483,851	55,318,134
第3計算期間	2016年12月20日～2017年12月18日	—	13,632,633	41,685,501
第4計算期間	2017年12月19日～2018年12月18日	—	11,681,221	30,004,280
第5計算期間	2018年12月19日～2019年12月18日	—	5,586,664	24,417,616

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受付については、午後3時まで取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

■信託の併合■

信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合において、取得申込日から当該取得申込に係る追加信託が行なわれる日までの間に信託の併合が行なわれる場合は、併合後の信託の受益権の取得申込がされたものとします。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ・取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

す。

- ・受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

■信託の併合■

信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合において、一部解約の実行の請求日から当該一部解約の実行が行なわれる日までの間に信託の併合が行なわれる場合は、併合後の信託の受益権の一部解約の実行の請求がされたものとします。なお、併合を行なうにあたって必要と認めるときは受益権の一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

- ・換金価額は、換金のお申込み日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 [※] ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額

※ 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2020年12月18日までとします(2014年11月21日設定)。

（４）【計算期間】

原則として、毎年12月19日から翌年12月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合は、最終計算期間の終了日は、併合日の前日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- (c) 運用報告書
- ファンドの決算時および償還時または信託の併合に伴いこの信託が消滅するときに交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
- (d) 信託約款の変更等
- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないとき

は、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

※なお、当ファンドは2020年5月27日に、「野村インデックスファンド・国内債券」と併合する予定です。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2018年12月19日から2019年12月18日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 (2018年12月18日現在)	第5期 (2019年12月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	117,857	90,600
親投資信託受益証券	37,609,436	30,985,472
未収入金	2,243	943
流動資産合計	37,729,536	31,077,015
資産合計	37,729,536	31,077,015
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	9,253	7,051
未払委託者報酬	106,465	80,969
その他未払費用	626	425
流動負債合計	116,344	88,445
負債合計	116,344	88,445
純資産の部		
元本等		
元本	30,004,280	24,417,616
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,608,912	6,570,954
（分配準備積立金）	7,470,952	6,303,307
元本等合計	37,613,192	30,988,570
純資産合計	37,613,192	30,988,570
負債純資産合計	37,729,536	31,077,015

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 2017年12月19日 至 2018年12月18日	第5期 自 2018年12月19日 至 2019年12月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	232,999	649,055
営業収益合計	232,999	649,055
営業費用		
支払利息	26	13
受託者報酬	19,989	14,643
委託者報酬	229,959	168,283
その他費用	1,380	926
営業費用合計	251,354	183,865
営業利益又は営業損失（△）	△18,355	465,190
経常利益又は経常損失（△）	△18,355	465,190
当期純利益又は当期純損失（△）	△18,355	465,190
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△52,014	92,070
期首剰余金又は期首欠損金（△）	10,507,937	7,608,912
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,932,684	1,411,078
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,932,684	1,411,078
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,608,912	6,570,954

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年12月19日から2019年12月18日までとなっております。

(追加情報)

委託会社は、当ファンド及び「野村インデックスファンド・国内債券」（以下、「併合対象ファンド」）を対象として、当ファンドを消滅ファンドとする、投信法第16条第2号に規定するファンド併合を2020年5月27日に行なうため、信託約款の変更を2019年11月27日に金融庁長官に届出ております。

(1) ファンド併合の目的

当ファンドおよび併合対象ファンドは、実質的に同様の運用方針を持ち、投資対象である「国内債券NOMURAーBPⅠ総合 マザーファンド」を通じて、投資信託財産の内容も実質的に同一となっております。併合対象ファンドの信託報酬率は総額年0.44%（税込）であり、当ファンドより低水準となっていることなどから、受益者の利益に資すると考えられるため、当ファンド併合を行なうものです。

(2) 併合比率

ファンド併合に伴い当ファンドが消滅する場合は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づき、併合対象ファンドの振替受益権を受益者に交付します。受益者に交付される併合対象ファンドの口数は、社振法の規定に従い、その受益者に帰属していた当ファンドの受益権口数に信託約款第10条第6号に規定する割当比率を乗じて得た口数とします。ただし、計算上1口に満たない端数があるときは、当該端数口数は1口に切り上げるものとしします。

なお、割当比率は、2020年5月26日現在の当ファンドおよび併合対象ファンドの純資産総額および受益権口数に基づき、信託約款第7条の2に規定する以下の計算式により算出いたします。

割当比率＝（当ファンドの純資産総額÷当ファンドの受益権口数）÷（併合対象ファンドの純資産総額÷併合対象ファンドの受益権口数）

(3) 併合交付金

当ファンド併合にあたって、交付金の支払いは行いません。

(4) 併合対象ファンドの直前期の概要

野村インデックスファンド・国内債券（2019年9月6日決算）

当期純利益又は当期純損失（△）	148,149,050円
資産合計	4,352,489,686円
負債合計	144,990,961円
純資産合計	4,207,498,725円

(貸借対照表に関する注記)

第4期 2018年12月18日現在	第5期 2019年12月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 30,004,280口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 24,417,616口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2536円 (10,000口当たり純資産額) (12,536円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2691円 (10,000口当たり純資産額) (12,691円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 2017年12月19日 至 2018年12月18日	第5期 自 2018年12月19日 至 2019年12月18日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>86,661円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>137,960円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>7,384,291円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>7,608,912円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>30,004,280口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,535円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	86,661円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	137,960円	分配準備積立金額	D	7,384,291円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,608,912円	当ファンドの期末残存口数	F	30,004,280口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,535円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>178,717円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>39,023円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>267,647円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>6,085,567円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>6,570,954円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>24,417,616口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,691円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	178,717円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	39,023円	収益調整金額	C	267,647円	分配準備積立金額	D	6,085,567円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,570,954円	当ファンドの期末残存口数	F	24,417,616口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,691円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	86,661円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	137,960円																																																											
分配準備積立金額	D	7,384,291円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,608,912円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	30,004,280口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,535円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	178,717円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	39,023円																																																											
収益調整金額	C	267,647円																																																											
分配準備積立金額	D	6,085,567円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,570,954円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	24,417,616口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,691円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第4期 自 2017年12月19日 至 2018年12月18日	第5期 自 2018年12月19日 至 2019年12月18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

第4期 2018年12月18日現在	第5期 2019年12月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 自 2017年12月19日 至 2018年12月18日	第5期 自 2018年12月19日 至 2019年12月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第4期 自 2017年12月19日 至 2018年12月18日	第5期 自 2018年12月19日 至 2019年12月18日
期首元本額	期首元本額
41,685,501円	30,004,280円

期中追加設定元本額	0円	期中追加設定元本額	0円
期中一部解約元本額	11,681,221円	期中一部解約元本額	5,586,664円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第4期 自 2017年12月19日 至 2018年12月18日	第5期 自 2018年12月19日 至 2019年12月18日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	237,309	539,299
合計	237,309	539,299

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年12月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年12月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内債券NOMURA－BPI総合マザーファンド	23,145,942	30,985,472	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	23,145,942	30,985,472 100.0%	
	合計			30,985,472	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2019年12月18日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,331,340,825
国債証券	562,891,501,900
地方債証券	47,017,297,896
特殊債券	60,606,770,151
社債券	28,592,193,000
未収利息	1,890,641,816
前払費用	47,637,981
流動資産合計	707,377,383,569
資産合計	707,377,383,569
負債の部	
流動負債	
未払金	200,000,000
未払解約金	486,474,363
未払利息	10,000
流動負債合計	686,484,363
負債合計	686,484,363
純資産の部	
元本等	
元本	527,904,551,226
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	178,786,347,980
元本等合計	706,690,899,206
純資産合計	706,690,899,206
負債純資産合計	707,377,383,569

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2019年12月18日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3387円
(10,000口当たり純資産額)	(13,387円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2018年12月19日 至 2019年12月18日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2019年12月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年12月18日現在	
期首	2018年12月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	498,572,122,512円

同期中における追加設定元本額	105,495,504,389円
同期中における一部解約元本額	76,163,075,675円
期末元本額	527,904,551,226円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	507,861,164円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	38,797,339,636円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	17,713,304,878円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	2,812,151,481円
野村資産設計ファンド２０１５	368,476,034円
野村資産設計ファンド２０２０	358,804,240円
野村資産設計ファンド２０２５	302,020,809円
野村資産設計ファンド２０３０	213,670,584円
野村資産設計ファンド２０３５	109,502,760円
野村資産設計ファンド２０４０	169,029,093円
野村日本債券インデックスファンド	966,031,620円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	170,432,688,783円
のむらっぴ・ファンド（保守型）	12,528,960,271円
のむらっぴ・ファンド（普通型）	8,646,681,172円
のむらっぴ・ファンド（積極型）	1,046,179,441円
野村日本債券インデックス（野村SMA向け）	10,961,955,320円
野村資産設計ファンド２０４５	15,874,308円
野村円債投資インデックスファンド	1,144,242,978円
野村インデックスファンド・国内債券	3,369,095,452円
マイ・ロード	35,345,009,106円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,088,270,392円
野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）	23,145,942円
野村日本債券インデックス（野村SMA・EW向け）	14,068,104,189円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	991,457,469円
野村資産設計ファンド２０５０	21,133,492円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２６－２０２８年目標型	17,711,260円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２９－２０３１年目標型	4,597,177円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３２－２０３４年目標型	2,778,894円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３５－２０３７年目標型	1,746,237円
のむらっぴ・ファンド（やや保守型）	834,197,845円
のむらっぴ・ファンド（やや積極型）	152,747,112円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	45,647,921円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	19,950,784円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	57,669,376円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	9,993,740円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	15,225,645円
野村６資産均等バランス	1,125,655,921円
世界６資産分散ファンド	158,893,308円
野村資産設計ファンド２０６０	1,369,057円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信	845,639,696円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	12,807,123,075円
グローバル・インデックス・バランス２５VA（適格機関投資家専用）	650,923,445円
グローバル・インデックス・バランス５０VA（適格機関投資家専用）	168,404,491円
グローバル・インデックス・バランス４０VA（適格機関投資家専用）	2,132,309,152円

グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,441,914,553円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	20,111,566円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	11,516,846円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	1,267,503円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,099,693,330円
野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用）	16,555,934円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	116,296,496円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	85,266,126円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	346,530,279円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	337,421,446円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	843,002,547円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	191,521,858円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	883,880,637円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	1,759,174,584円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	34,063,453,412円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	41,341,117,767円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	15,174,623,490円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	48,596,206,145円
マイバランスＤＣ３０	11,516,271,778円
マイバランスＤＣ５０	8,177,154,351円
マイバランスＤＣ７０	2,633,179,907円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	12,390,723,833円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	545,586,868円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,141,845,924円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	479,093,321円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	78,168,470円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	14,126,368円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	12,692,426円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	12,998,854円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	4,069,155円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	2,481,335円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	306,033,069円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	136,295,437円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	33,499,953円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	36,982,822円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	218,086円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年12月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2019年12月18日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（２年）第４０２回	1,400,000,000	1,405,040,000	
		国庫債券 利付（２年）第４０３回	1,500,000,000	1,505,580,000	
		国庫債券 利付（２年）第４０６回	4,000,000,000	4,017,200,000	
		国庫債券 利付（５年）第１２７回	6,000,000,000	6,018,360,000	
		国庫債券 利付（５年）第１２８回	5,200,000,000	5,217,940,000	
		国庫債券 利付（５年）第１２９回	7,000,000,000	7,028,280,000	
		国庫債券 利付（５年）第１３０回	7,500,000,000	7,533,825,000	
		国庫債券 利付（５年）第１３１回	4,800,000,000	4,824,864,000	
		国庫債券 利付（５年）第１３２回	3,000,000,000	3,017,670,000	
		国庫債券 利付（５年）第１３３回	6,200,000,000	6,242,842,000	
		国庫債券 利付（５年）第１３４回	3,000,000,000	3,022,140,000	
		国庫債券 利付（５年）第１３５回	4,500,000,000	4,536,720,000	
		国庫債券 利付（５年）第１３６回	4,300,000,000	4,337,797,000	
		国庫債券 利付（５年）第１３７回	6,000,000,000	6,053,160,000	
		国庫債券 利付（５年）第１３８回	5,900,000,000	5,953,395,000	
		国庫債券 利付（５年）第１３９回	4,400,000,000	4,441,316,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４０回	1,400,000,000	1,413,286,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４１回	4,000,000,000	4,040,120,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１回	2,360,000,000	3,627,036,800	
		国庫債券 利付（４０年）第２回	900,000,000	1,347,129,000	
		国庫債券 利付（４０年）第３回	900,000,000	1,357,281,000	
		国庫債券 利付（４０年）第４回	1,300,000,000	1,980,238,000	
		国庫債券 利付（４０年）第５回	1,200,000,000	1,773,768,000	
		国庫債券 利付（４０年）第６回	1,300,000,000	1,897,298,000	
		国庫債券 利付（４０年）第７回	1,400,000,000	1,968,988,000	
		国庫債券 利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,978,680,000	
		国庫債券 利付（４０年）第９回	2,850,000,000	2,823,181,500	
		国庫債券 利付（４０年）第１０回	2,100,000,000	2,440,389,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１１回	1,500,000,000	1,693,425,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１２回	1,600,000,000	1,637,600,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３１３回	3,200,000,000	3,257,856,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３１４回	2,200,000,000	2,234,276,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３１５回	3,600,000,000	3,672,288,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３１６回	1,400,000,000	1,425,998,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３１７回	1,800,000,000	1,838,898,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３１８回	3,200,000,000	3,263,520,000	

国庫債券 利付（１０年）第３１９回	1,850,000,000	1,895,306,500	
国庫債券 利付（１０年）第３２０回	3,500,000,000	3,578,680,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２１回	3,200,000,000	3,281,184,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２２回	2,400,000,000	2,455,488,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２３回	1,700,000,000	1,743,707,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２４回	3,200,000,000	3,274,272,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２５回	4,400,000,000	4,512,420,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２６回	2,100,000,000	2,152,542,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２７回	3,100,000,000	3,186,893,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２８回	5,000,000,000	5,119,900,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２９回	5,300,000,000	5,474,317,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３０回	3,800,000,000	3,932,544,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３１回	1,900,000,000	1,951,946,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３２回	5,400,000,000	5,557,464,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３３回	4,200,000,000	4,330,074,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３４回	7,600,000,000	7,845,860,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３５回	5,200,000,000	5,352,828,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３６回	1,700,000,000	1,753,040,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３７回	3,700,000,000	3,778,181,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３８回	3,700,000,000	3,801,602,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３９回	3,000,000,000	3,086,370,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４０回	4,200,000,000	4,325,244,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４１回	6,000,000,000	6,150,480,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４２回	2,750,000,000	2,787,207,500	
国庫債券 利付（１０年）第３４３回	6,400,000,000	6,488,000,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４４回	5,800,000,000	5,882,824,000	
	5,000,000,000	5,074,050,000	

国庫債券 利付（１０年）第３４５回			
国庫債券 利付（１０年）第３４６回	5,400,000,000	5,484,834,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４７回	4,900,000,000	4,977,812,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４８回	5,500,000,000	5,588,110,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４９回	5,000,000,000	5,080,650,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５０回	6,450,000,000	6,551,845,500	
国庫債券 利付（１０年）第３５１回	6,600,000,000	6,698,802,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５２回	4,800,000,000	4,869,696,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５３回	6,100,000,000	6,185,522,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５４回	4,350,000,000	4,406,506,500	
国庫債券 利付（１０年）第３５５回	4,000,000,000	4,049,520,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５６回	3,900,000,000	3,945,708,000	
国庫債券 利付（３０年）第１回	100,000,000	127,433,000	
国庫債券 利付（３０年）第２回	200,000,000	248,954,000	
国庫債券 利付（３０年）第３回	160,000,000	198,228,800	
国庫債券 利付（３０年）第４回	900,000,000	1,181,799,000	
国庫債券 利付（３０年）第５回	150,000,000	186,714,000	
国庫債券 利付（３０年）第６回	700,000,000	893,865,000	
国庫債券 利付（３０年）第７回	600,000,000	764,700,000	
国庫債券 利付（３０年）第８回	100,000,000	121,927,000	
国庫債券 利付（３０年）第９回	265,000,000	309,615,400	
国庫債券 利付（３０年）第１０回	250,000,000	282,690,000	
国庫債券 利付（３０年）第１１回	160,000,000	193,972,800	
国庫債券 利付（３０年）第１２回	220,000,000	279,125,000	
国庫債券 利付（３０年）第１３回	290,000,000	365,081,000	
国庫債券 利付（３０年）第１４回	800,000,000	1,054,792,000	
国庫債券 利付（３０年）第１５回	900,000,000	1,203,588,000	
国庫債券 利付（３０年）第１６回	915,000,000	1,228,021,500	
国庫債券 利付（３０年）第１７回	1,200,000,000	1,597,320,000	
国庫債券 利付（３０年）第１８回	1,500,000,000	1,980,780,000	
国庫債券 利付（３０年）第１９回	1,600,000,000	2,119,520,000	
国庫債券 利付（３０年）第２０回	1,400,000,000	1,903,384,000	
国庫債券 利付（３０年）第２１回	1,400,000,000	1,866,004,000	
国庫債券 利付（３０年）第２２回	600,000,000	821,058,000	
国庫債券 利付（３０年）第２３回	840,000,000	1,153,219,200	

国庫債券	利付（３０年）第２４回	700,000,000	964,110,000
国庫債券	利付（３０年）第２５回	500,000,000	673,765,000
国庫債券	利付（３０年）第２６回	850,000,000	1,162,774,500
国庫債券	利付（３０年）第２７回	1,550,000,000	2,159,351,500
国庫債券	利付（３０年）第２８回	1,200,000,000	1,680,024,000
国庫債券	利付（３０年）第２９回	1,500,000,000	2,085,180,000
国庫債券	利付（３０年）第３０回	1,700,000,000	2,344,334,000
国庫債券	利付（３０年）第３１回	1,600,000,000	2,187,296,000
国庫債券	利付（３０年）第３２回	1,900,000,000	2,650,690,000
国庫債券	利付（３０年）第３３回	2,100,000,000	2,819,502,000
国庫債券	利付（３０年）第３４回	2,100,000,000	2,917,425,000
国庫債券	利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	3,117,535,000
国庫債券	利付（３０年）第３６回	2,300,000,000	3,131,841,000
国庫債券	利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	3,096,996,000
国庫債券	利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	2,126,208,000
国庫債券	利付（３０年）第３９回	1,600,000,000	2,166,752,000
国庫債券	利付（３０年）第４０回	1,100,000,000	1,467,477,000
国庫債券	利付（３０年）第４１回	1,500,000,000	1,970,190,000
国庫債券	利付（３０年）第４２回	1,600,000,000	2,106,336,000
国庫債券	利付（３０年）第４３回	1,300,000,000	1,713,426,000
国庫債券	利付（３０年）第４４回	1,400,000,000	1,849,498,000
国庫債券	利付（３０年）第４５回	1,700,000,000	2,166,905,000
国庫債券	利付（３０年）第４６回	1,800,000,000	2,298,888,000
国庫債券	利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	2,215,644,000
国庫債券	利付（３０年）第４８回	1,900,000,000	2,385,374,000
国庫債券	利付（３０年）第４９回	1,900,000,000	2,389,706,000
国庫債券	利付（３０年）第５０回	1,600,000,000	1,773,088,000
国庫債券	利付（３０年）第５１回	2,900,000,000	2,847,568,000
国庫債券	利付（３０年）第５２回	1,900,000,000	1,960,116,000
国庫債券	利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,798,192,000
国庫債券	利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,885,606,000
国庫債券	利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,665,150,000
国庫債券	利付（３０年）第５６回	1,900,000,000	2,108,278,000
国庫債券	利付（３０年）第５７回	1,400,000,000	1,552,740,000
国庫債券	利付（３０年）第５８回	2,100,000,000	2,327,955,000
国庫債券	利付（３０年）第５９回	1,600,000,000	1,731,664,000
国庫債券	利付（３０年）第６０回	1,050,000,000	1,193,073,000
国庫債券	利付（３０年）第６１回	1,200,000,000	1,298,616,000
国庫債券	利付（３０年）第６２回	1,300,000,000	1,335,789,000
国庫債券	利付（３０年）第６３回	2,200,000,000	2,197,096,000
国庫債券	利付（３０年）第６４回	1,200,000,000	1,196,808,000
国庫債券	利付（２０年）第４９回	200,000,000	205,644,000
国庫債券	利付（２０年）第５０回	183,000,000	187,703,100

国庫債券 利付（２０年）第５１回	310,000,000	319,951,000	
国庫債券 利付（２０年）第５２回	100,000,000	103,925,000	
国庫債券 利付（２０年）第５３回	250,000,000	261,167,500	
国庫債券 利付（２０年）第５４回	100,000,000	104,668,000	
国庫債券 利付（２０年）第５５回	231,000,000	242,111,100	
国庫債券 利付（２０年）第５６回	120,000,000	126,414,000	
国庫債券 利付（２０年）第５７回	210,000,000	220,697,400	
国庫債券 利付（２０年）第５８回	180,000,000	190,096,200	
国庫債券 利付（２０年）第５９回	230,000,000	242,686,800	
国庫債券 利付（２０年）第６０回	780,000,000	815,973,600	
国庫債券 利付（２０年）第６１回	300,000,000	311,112,000	
国庫債券 利付（２０年）第６２回	440,000,000	454,471,600	
国庫債券 利付（２０年）第６３回	300,000,000	320,364,000	
国庫債券 利付（２０年）第６４回	400,000,000	430,464,000	
国庫債券 利付（２０年）第６５回	455,000,000	491,964,200	
国庫債券 利付（２０年）第６６回	300,000,000	323,166,000	
国庫債券 利付（２０年）第６７回	310,000,000	336,743,700	
国庫債券 利付（２０年）第６８回	290,000,000	318,733,200	
国庫債券 利付（２０年）第６９回	560,000,000	613,093,600	
国庫債券 利付（２０年）第７０回	540,000,000	601,311,600	
国庫債券 利付（２０年）第７１回	200,000,000	220,898,000	
国庫債券 利付（２０年）第７２回	670,000,000	740,752,000	
国庫債券 利付（２０年）第７３回	1,600,000,000	1,770,272,000	
国庫債券 利付（２０年）第７４回	900,000,000	1,000,305,000	
国庫債券 利付（２０年）第７５回	600,000,000	670,182,000	
国庫債券 利付（２０年）第７６回	910,000,000	1,006,833,100	
国庫債券 利付（２０年）第７７回	700,000,000	778,183,000	
国庫債券 利付（２０年）第７８回	800,000,000	889,240,000	
国庫債券 利付（２０年）第７９回	860,000,000	960,697,400	
国庫債券 利付（２０年）第８０回	900,000,000	1,010,367,000	
国庫債券 利付（２０年）第８１回	360,000,000	403,981,200	
国庫債券 利付（２０年）第８２回	820,000,000	924,927,200	
国庫債券 利付（２０年）第８３回	1,370,000,000	1,552,949,800	
国庫債券 利付（２０年）第８４回	1,200,000,000	1,352,988,000	
国庫債券 利付（２０年）第８５回	400,000,000	455,624,000	
国庫債券 利付（２０年）第８６回	1,400,000,000	1,612,310,000	
国庫債券 利付（２０年）第８７回	500,000,000	572,675,000	
国庫債券 利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,273,173,000	
国庫債券 利付（２０年）第８９回	470,000,000	540,913,600	
国庫債券 利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,735,155,000	
国庫債券 利付（２０年）第９１回	250,000,000	290,892,500	
国庫債券 利付（２０年）第９２回	1,550,000,000	1,791,102,500	

国庫債券 利付（２０年）第９３回	300,000,000	346,257,000	
国庫債券 利付（２０年）第９４回	200,000,000	232,298,000	
国庫債券 利付（２０年）第９５回	700,000,000	827,288,000	
国庫債券 利付（２０年）第９６回	400,000,000	466,684,000	
国庫債券 利付（２０年）第９７回	1,300,000,000	1,533,636,000	
国庫債券 利付（２０年）第９８回	300,000,000	351,570,000	
国庫債券 利付（２０年）第９９回	2,100,000,000	2,471,700,000	
国庫債券 利付（２０年）第１００回	1,520,000,000	1,808,526,400	
国庫債券 利付（２０年）第１０１回	250,000,000	301,610,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０２回	500,000,000	605,620,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０３回	600,000,000	721,608,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０４回	400,000,000	474,232,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	2,261,133,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０６回	400,000,000	479,548,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０７回	300,000,000	358,329,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０８回	1,600,000,000	1,882,144,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０９回	900,000,000	1,062,090,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１０回	1,100,000,000	1,318,537,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１１回	800,000,000	969,984,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１２回	1,800,000,000	2,165,310,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１３回	2,000,000,000	2,415,520,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１４回	1,700,000,000	2,059,142,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,221,280,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,348,028,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,701,322,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１８回	500,000,000	604,375,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１９回	800,000,000	950,216,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２０回	800,000,000	933,432,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２１回	1,700,000,000	2,042,941,000	

国庫債券 利付（２０年）第１２２回	1,100,000,000	1,310,100,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２３回	1,500,000,000	1,840,500,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２４回	1,000,000,000	1,216,040,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２５回	900,000,000	1,117,701,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２６回	1,000,000,000	1,219,490,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,449,948,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２８回	1,800,000,000	2,180,790,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２９回	800,000,000	960,096,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３０回	1,400,000,000	1,685,278,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３１回	800,000,000	953,680,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,553,136,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３３回	1,400,000,000	1,689,282,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３４回	1,400,000,000	1,694,154,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３５回	700,000,000	838,572,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３６回	700,000,000	830,074,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,201,260,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３８回	800,000,000	941,184,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,188,870,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４０回	2,300,000,000	2,768,625,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	3,137,992,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,158,781,500	
国庫債券 利付（２０年）第１４３回	1,300,000,000	1,554,982,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,537,978,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４５回	2,300,000,000	2,788,359,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４６回	2,400,000,000	2,915,016,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４７回	4,200,000,000	5,052,516,000	
	2,100,000,000	2,502,486,000	

		国庫債券 利付（２０年）第１４８回			
		国庫債券 利付（２０年）第１４９回	2,350,000,000	2,804,231,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１５０回	3,830,000,000	4,524,264,100	
		国庫債券 利付（２０年）第１５１回	2,500,000,000	2,883,025,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５２回	1,700,000,000	1,963,177,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５３回	2,450,000,000	2,870,297,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１５４回	3,400,000,000	3,937,268,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５５回	2,800,000,000	3,157,112,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５６回	2,000,000,000	2,064,560,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５７回	2,490,000,000	2,488,008,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５８回	2,800,000,000	2,933,784,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５９回	2,700,000,000	2,872,854,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６０回	2,900,000,000	3,133,914,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６１回	2,100,000,000	2,232,594,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６２回	1,700,000,000	1,805,740,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６３回	3,400,000,000	3,611,208,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６４回	2,600,000,000	2,713,438,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６５回	2,200,000,000	2,295,216,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６６回	2,300,000,000	2,480,941,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６７回	2,600,000,000	2,708,082,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６８回	3,300,000,000	3,375,405,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６９回	2,700,000,000	2,709,963,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７０回	2,700,000,000	2,707,560,000	
		メキシコ合衆国 第２２回円貨社債（２０１６）	300,000,000	301,563,000	
		メキシコ合衆国 第２５回円貨社債（２０１８）	100,000,000	99,589,000	
	小計	銘柄数：262	511,099,000,000	562,891,501,900	
		組入時価比率：79.7%		80.5%	
	合計			562,891,501,900	

地方債証券	日本円	東京都 公募第703回	100,000,000	101,983,000	
		東京都 公募第707回	100,000,000	101,964,000	
		東京都 公募第708回	100,000,000	102,227,000	
		東京都 公募第710回	100,000,000	102,038,000	
		東京都 公募第712回	100,000,000	102,121,000	
		東京都 公募第715回	100,000,000	102,285,000	
		東京都 公募第716回	200,000,000	204,630,000	
		東京都 公募第731回	100,000,000	102,696,000	
		東京都 公募第745回	300,000,000	308,715,000	
		東京都 公募第760回	100,000,000	100,100,000	
		東京都 公募第761回	100,000,000	100,303,000	
		東京都 公募第769回	500,000,000	506,545,000	
		東京都 公募（30年）第7回	100,000,000	139,722,000	
		東京都 公募第10回	200,000,000	275,490,000	
		東京都 公募第1回	300,000,000	316,197,000	
		東京都 公募（20年）第3回	200,000,000	219,214,000	
		東京都 公募第7回	100,000,000	112,363,000	
		東京都 公募（20年）第16回	200,000,000	234,820,000	
		東京都 公募（20年）第17回	200,000,000	236,252,000	
		東京都 公募第23回	100,000,000	121,401,000	
		東京都 公募（20年）第26回	100,000,000	119,068,000	
		北海道 公募平成24年度第6回	100,000,000	102,255,000	
		北海道 公募平成24年度第9回	100,000,000	102,252,000	
		北海道 公募平成25年度第1回	300,000,000	305,784,000	
		北海道 公募平成26年度第13回	100,000,000	102,186,000	
		北海道 公募平成27年度第7回	100,000,000	102,872,000	
		北海道 公募平成28年度第13回	200,000,000	200,064,000	
		北海道 公募平成29年度第5回	200,000,000	202,026,000	
		北海道 公募平成29年度第6回	700,000,000	700,091,000	
		北海道 公募平成29年度第7回	100,000,000	101,227,000	
		北海道 公募平成29年度第9回	100,000,000	101,173,000	
		宮城県 公募第32回2号	100,000,000	100,507,000	
		神奈川県 公募第184回	100,000,000	101,533,000	
		神奈川県 公募第188回	200,000,000	204,736,000	
		神奈川県 公募第196回	100,000,000	102,207,000	
		神奈川県 公募第200回	100,000,000	103,100,000	
		神奈川県 公募第205回	100,000,000	102,821,000	
		神奈川県 公募第206回	100,000,000	102,944,000	
		神奈川県 公募第210回	200,000,000	204,406,000	
		神奈川県 公募第231回	200,000,000	203,034,000	
		神奈川県 公募（30年）第3回	100,000,000	139,062,000	
		神奈川県 公募第7回	300,000,000	347,508,000	

神奈川県 公募（２０年）第１４回	100,000,000	119,268,000	
神奈川県 公募（２０年）第１７回	200,000,000	241,072,000	
神奈川県 公募（２０年）第２６回	100,000,000	117,596,000	
大阪府 公募第３４６回	100,000,000	101,391,000	
大阪府 公募第３５６回	100,000,000	102,146,000	
大阪府 公募第３７８回	104,000,000	106,874,560	
大阪府 公募第３８１回	100,000,000	102,865,000	
大阪府 公募第３８２回	100,000,000	102,877,000	
大阪府 公募第３８３回	100,000,000	103,026,000	
大阪府 公募第３８４回	100,000,000	102,973,000	
大阪府 公募第３８７回	300,000,000	307,323,000	
大阪府 公募第３８９回	100,000,000	102,572,000	
大阪府 公募第４１７回	102,000,000	103,548,360	
大阪府 公募第４２３回	100,000,000	101,073,000	
大阪府 公募第４２９回	179,000,000	181,217,810	
大阪府 公募第５回	100,000,000	120,791,000	
大阪府 公募第８回	100,000,000	119,190,000	
大阪府 公募（５年）第１３０回	600,000,000	600,000,000	
大阪府 公募（５年）第１３７回	1,024,000,000	1,024,010,240	
大阪府 公募（５年）第１４１回	230,000,000	230,000,000	
京都府 公募平成２４年度第２回	100,000,000	102,291,000	
京都府 公募平成２４年度第６回	100,000,000	102,270,000	
京都府 公募平成２６年度第５回	100,000,000	117,356,000	
京都府 公募平成２６年度第７回	200,000,000	205,358,000	
京都府 公募（１５年）平成２７年度第８回	100,000,000	106,770,000	
京都府 公募（２０年）平成２８年度第５回	100,000,000	100,669,000	
兵庫県 公募平成２６年度第１７回	100,000,000	102,327,000	
兵庫県 公募平成２９年度第２２回	100,000,000	101,209,000	
兵庫県 公募（３０年）第２回	200,000,000	277,062,000	
兵庫県 公募（１５年）第１回	300,000,000	332,148,000	
兵庫県 公募（１５年）第３回	200,000,000	219,784,000	
兵庫県 公募（１２年）第３回	300,000,000	308,781,000	
兵庫県 公募第２回	100,000,000	117,948,000	
兵庫県 公募第９回	100,000,000	121,055,000	
兵庫県 公募（２０年）第１１回	200,000,000	235,478,000	
兵庫県 公募（２０年）第１４回	100,000,000	118,363,000	
兵庫県 公募（２０年）第２２回	100,000,000	116,081,000	
静岡県 公募平成２４年度第５回	100,060,000	102,259,318	
静岡県 公募平成２４年度第１０回	100,000,000	102,208,000	
静岡県 公募平成２５年度第５回	101,000,000	104,369,360	
静岡県 公募平成２６年度第３回	165,000,000	169,973,100	

静岡県	公募平成26年度第8回	100,000,000	102,686,000	
静岡県	公募平成26年度第9回	200,000,000	205,366,000	
静岡県	公募平成27年度第11回	115,400,000	116,010,466	
静岡県	公募平成28年度第2回	300,000,000	301,026,000	
静岡県	公募平成29年度第3回	100,000,000	101,012,000	
静岡県	公募（31年）第1回	174,000,000	174,238,380	
静岡県	公募（15年）第9回	100,000,000	106,357,000	
静岡県	公募（20年）第11回	100,000,000	118,222,000	
静岡県	公募（20年）第14回	200,000,000	238,038,000	
静岡県	公募（20年）第18回	100,000,000	117,517,000	
愛知県	公募平成20年度第8回	100,000,000	117,731,000	
愛知県	公募平成23年度第19回	100,000,000	102,221,000	
愛知県	公募平成24年度第2回	100,000,000	102,320,000	
愛知県	公募（20年）平成24年度第4回	100,000,000	118,393,000	
愛知県	公募平成24年度第8回	150,000,000	153,373,500	
愛知県	公募（15年）平成24年度第14回	400,000,000	440,384,000	
愛知県	公募平成24年度第17回	100,000,000	120,862,000	
愛知県	公募（30年）平成25年度第8回	120,000,000	161,878,800	
愛知県	公募平成26年度第8回	100,000,000	131,101,000	
愛知県	公募平成26年度第13回	100,000,000	116,325,000	
愛知県	公募（15年）平成27年度第2回	100,000,000	106,289,000	
愛知県	公募平成27年度第15回	100,000,000	102,738,000	
愛知県	公募平成29年度第8回	100,000,000	101,228,000	
愛知県	公募平成29年度第9回	100,000,000	100,848,000	
広島県	公募平成22年度第6回	300,000,000	304,188,000	
広島県	公募平成24年度第4回	100,000,000	102,389,000	
広島県	公募平成25年度第3回	200,000,000	206,028,000	
広島県	公募平成26年度第5回	109,650,000	111,451,549	
広島県	公募平成29年度第4回	211,300,000	214,222,279	
埼玉県	公募平成24年度第4回	300,000,000	306,570,000	
埼玉県	公募平成25年度第4回	100,000,000	103,312,000	
埼玉県	公募平成25年度第6回	148,000,000	152,497,720	
埼玉県	公募平成25年度第10回	100,000,000	102,810,000	
埼玉県	公募平成25年度第11回	100,000,000	102,797,000	
埼玉県	公募平成26年度第3回	100,000,000	102,957,000	
埼玉県	公募平成26年度第6回	200,000,000	205,280,000	
埼玉県	公募平成26年度第7回	400,000,000	409,344,000	
埼玉県	公募平成26年度第9回	100,000,000	102,192,000	
埼玉県	公募平成27年度第9回	100,000,000	101,289,000	
埼玉県	公募平成28年度第5回	100,000,000	100,131,000	

埼玉県 公募平成30年度第4回	200,000,000	202,542,000
埼玉県 公募平成30年度第7回	200,000,000	200,146,000
埼玉県 公募（15年）第3回	100,000,000	102,908,000
埼玉県 公募（20年）第16回	100,000,000	114,549,000
埼玉県 公募（20年）第20回	100,000,000	105,479,000
福岡県 公募平成23年度第5回	100,000,000	101,887,000
福岡県 公募平成26年度第1回	100,000,000	102,954,000
福岡県 公募平成27年度第1回	300,000,000	309,483,000
福岡県 公募平成29年度第1回	100,000,000	101,236,000
福岡県 公募平成23年度第1回	100,000,000	110,120,000
福岡県 公募（15年）令和元年度第1回	100,000,000	100,141,000
福岡県 公募（30年）平成19年度第1回	100,000,000	139,808,000
福岡県 公募（30年）平成26年度第1回	100,000,000	131,390,000
福岡県 公募（30年・定時償還）平成29年度第2回	100,000,000	111,973,000
福岡県 公募（20年）平成20年度第2回	100,000,000	117,820,000
福岡県 公募（20年）平成24年度第2回	100,000,000	117,934,000
千葉県 公募平成24年度第1回	100,000,000	102,467,000
千葉県 公募平成24年度第2回	100,000,000	102,217,000
千葉県 公募平成24年度第7回	100,000,000	102,225,000
千葉県 公募平成24年度第8回	100,000,000	102,607,000
千葉県 公募平成25年度第3回	100,000,000	103,125,000
千葉県 公募平成25年度第4回	100,000,000	103,312,000
千葉県 公募平成26年度第3回	200,000,000	205,618,000
千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	200,742,000
千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	101,317,000
千葉県 公募（20年）第8回	100,000,000	121,088,000
千葉県 公募（20年）第16回	200,000,000	237,088,000
千葉県 公募（20年）第17回	100,000,000	116,721,000
群馬県 公募第8回	100,000,000	102,000,000
群馬県 公募第12回	100,000,000	102,889,000
群馬県 公募（20年）第3回	100,000,000	118,448,000
岐阜県 公募平成26年度第1回	186,670,000	191,611,154
大分県 公募平成23年度第1回	902,000,000	918,804,260
共同発行市場地方債 公募第94回	300,000,000	304,104,000
共同発行市場地方債 公募第96回	100,000,000	101,638,000
共同発行市場地方債 公募第101回	300,000,000	305,331,000
共同発行市場地方債 公募第102回	150,000,000	152,731,500
	100,000,000	101,851,000

共同発行市場地方債 公募第103回			
共同発行市場地方債 公募第104回	200,000,000	204,000,000	
共同発行市場地方債 公募第108回	200,000,000	204,586,000	
共同発行市場地方債 公募第110回	200,000,000	204,360,000	
共同発行市場地方債 公募第111回	200,000,000	204,498,000	
共同発行市場地方債 公募第112回	100,000,000	102,190,000	
共同発行市場地方債 公募第113回	800,000,000	816,584,000	
共同発行市場地方債 公募第114回	243,700,000	249,224,679	
共同発行市場地方債 公募第115回	100,000,000	102,281,000	
共同発行市場地方債 公募第116回	200,000,000	204,692,000	
共同発行市場地方債 公募第118回	100,000,000	102,607,000	
共同発行市場地方債 公募第119回	200,000,000	205,100,000	
共同発行市場地方債 公募第120回	300,000,000	306,654,000	
共同発行市場地方債 公募第121回	100,000,000	101,909,000	
共同発行市場地方債 公募第122回	400,000,000	408,500,000	
共同発行市場地方債 公募第124回	200,000,000	206,560,000	
共同発行市場地方債 公募第126回	100,000,000	103,050,000	
共同発行市場地方債 公募第128回	300,000,000	307,791,000	
共同発行市場地方債 公募第129回	100,000,000	102,853,000	
共同発行市場地方債 公募第130回	100,000,000	103,121,000	
共同発行市場地方債 公募第132回	100,000,000	102,812,000	
共同発行市場地方債 公募第136回	200,000,000	205,618,000	
共同発行市場地方債 公募第137回	200,000,000	205,294,000	
共同発行市場地方債 公募第139回	155,000,000	159,085,800	
共同発行市場地方債 公募第143回	540,000,000	552,371,400	
共同発行市場地方債 公募第145回	1,000,000,000	1,021,450,000	
	200,000,000	200,938,000	

共同発行市場地方債 公募第156回			
共同発行市場地方債 公募第157回	300,000,000	300,948,000	
共同発行市場地方債 公募第161回	300,000,000	300,600,000	
共同発行市場地方債 公募第172回	600,000,000	608,400,000	
共同発行市場地方債 公募第184回	100,000,000	100,983,000	
共同発行市場地方債 公募第190回	410,000,000	413,148,800	
共同発行市場地方債 公募第191回	100,000,000	100,546,000	
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	119,434,000	
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	127,905,000	
島根県 公募平成28年度第3回	100,000,000	100,000,000	
佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	100,346,000	
福島県 公募平成26年度第1回	200,000,000	204,882,000	
滋賀県 公募平成25年度第1回	100,000,000	102,562,000	
滋賀県 公募平成26年度第1回	142,000,000	145,466,220	
栃木県 公募平成24年度第1回	100,000,000	102,330,000	
栃木県 公募平成25年度第1回	100,000,000	102,562,000	
新潟市 公募平成25年度第1回	233,200,000	239,951,140	
新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	101,439,000	
奈良県 公募平成28年度第1回	100,000,000	100,000,000	
浜松市 公募平成26年度第1回	100,000,000	101,664,000	
大阪市 公募平成25年度第6回	100,000,000	102,725,000	
大阪市 公募平成26年度第5回	100,000,000	102,831,000	
大阪市 公募（5年）平成28年度第5回	100,000,000	100,000,000	
大阪市 公募（15年）第1回	100,000,000	111,310,000	
大阪市 公募（20年）第1回	300,000,000	353,448,000	
大阪市 公募（20年）第5回	100,000,000	120,994,000	
大阪市 公募（20年）第6回	100,000,000	119,254,000	
大阪市 公募（20年）第17回	100,000,000	119,361,000	
名古屋市 公募第478回	100,000,000	102,391,000	
名古屋市 公募第481回	100,000,000	102,236,000	
名古屋市 公募第488回	300,000,000	308,520,000	
名古屋市 公募第503回	100,000,000	101,358,000	
名古屋市 公募第504回	200,000,000	202,538,000	
名古屋市 公募（12年）第1回	200,000,000	211,312,000	
名古屋市 公募（15年）第2回	100,000,000	107,846,000	
京都市 公募平成23年度第4回	100,000,000	102,152,000	
京都市 公募平成29年度第1回	100,000,000	101,302,000	
京都市 公募平成29年度第4回	101,280,000	102,919,723	

京都市 公募（20年）第2回	100,000,000	112,133,000	
京都市 公募（20年）第13回	100,000,000	116,296,000	
神戸市 公募平成26年度第17回	300,000,000	304,164,000	
神戸市 公募平成28年度第1回	200,000,000	200,630,000	
横浜市 公募公債平成24年度2回	200,000,000	204,618,000	
横浜市 公募公債平成25年度1回	200,000,000	204,534,000	
横浜市 公募公債平成25年度5回	200,000,000	205,122,000	
横浜市 公募公債平成26年度5回	200,000,000	204,682,000	
横浜市 公募平成28年度第5回	300,000,000	304,257,000	
横浜市 公募平成29年度第3回	100,000,000	101,372,000	
横浜市 公募（30年）第2回	200,000,000	266,778,000	
横浜市 公募（20年）第18回	100,000,000	119,881,000	
横浜市 公募（20年）第26回	100,000,000	120,138,000	
横浜市 公募（20年）第30回	100,000,000	116,355,000	
札幌市 公募（15年）平成23年度第9回	100,000,000	110,424,000	
札幌市 公募（20年）平成24年度第1回	100,000,000	119,515,000	
札幌市 公募（20年）平成24年度第11回	100,000,000	120,497,000	
札幌市 公募平成26年度第4回	100,000,000	102,430,000	
札幌市 公募平成26年度第9回	200,000,000	204,196,000	
川崎市 公募第85回	100,000,000	102,163,000	
川崎市 公募（20年）第17回	100,000,000	117,157,000	
川崎市 公募（20年）第19回	100,000,000	116,151,000	
北九州市 公募（20年）第14回	100,000,000	118,967,000	
福岡市 公募（20年）平成23年度第4回	100,000,000	119,749,000	
福岡市 公募平成26年度第2回	100,000,000	117,778,000	
福岡市 公募平成26年度第5回	100,000,000	102,616,000	
福岡市 公募平成26年度第8回	160,000,000	163,873,600	
広島市 公募平成26年度第2回	100,000,000	102,236,000	
広島市 公募平成27年度第2回	500,000,000	513,200,000	
広島市 公募（10年）平成30年度第6回	241,000,000	242,448,410	
千葉市 公募平成24年度第1回	100,000,000	102,467,000	
三重県 公募平成24年度第1回	140,660,000	143,876,894	
三重県 公募平成28年度第1回	155,000,000	156,413,600	
鹿児島県 公募（5年）平成28年度第1回	100,000,000	100,000,000	
福井県 公募平成22年度第2回	100,000,000	101,889,000	
福井県 公募平成24年度第4回	100,000,000	101,539,000	
福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	200,696,000	
山梨県 公募平成24年度第1回	200,000,000	204,582,000	
岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	171,038,274	

	小計	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	118,143,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	358,386,000	
		福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	117,440,000	
		福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	105,247,000	
		銘柄数：267 組入時価比率：6.7%	44,562,820,000	47,017,297,896 6.7%	
		合計		47,017,297,896	
特殊債券	日本円	フランス預金供託公庫 第4回円貨債券（2014）	100,000,000	102,780,000	
		新関西国際空港債券 政府保証第1回	151,000,000	154,447,330	
		新関西国際空港債券 政府保証第2回	191,000,000	197,245,700	
		新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	118,531,530	
		新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	108,450,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第22回	200,000,000	200,160,000	
		日本政策投資銀行債券 政府保証第22回	100,000,000	107,872,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第31回	300,000,000	306,372,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	100,000,000	108,535,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第86回	300,000,000	303,492,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第96回	100,000,000	100,935,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第16回	102,000,000	104,431,680	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第19回	159,000,000	162,676,080	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第38回	1,500,000,000	1,502,175,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第42回	300,000,000	304,200,000	
		道路債券 財投機関債第17回	300,000,000	313,794,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4回	100,000,000	135,272,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第8回	200,000,000	229,826,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第17回	100,000,000	115,433,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第23回	300,000,000	352,380,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第33回	200,000,000	324,194,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 3 9 回	200,000,000	239,712,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 4 7 回	100,000,000	121,140,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 8 0 回	100,000,000	102,157,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 8 4 回	400,000,000	409,032,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 8 6 回	200,000,000	204,176,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 8 9 回	100,000,000	118,065,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 0 0 回	200,000,000	204,650,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 0 2 回	100,000,000	102,132,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 0 3 回	350,000,000	413,570,500	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 0 5 回	100,000,000	120,170,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 0 7 回	100,000,000	103,240,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 2 2 回	100,000,000	102,947,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 2 3 回	100,000,000	102,888,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 3 0 回	200,000,000	204,952,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 3 4 回	200,000,000	204,672,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 3 6 回	200,000,000	205,448,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 4 5 回	300,000,000	370,290,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 4 9 回	100,000,000	125,456,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 5 7 回	100,000,000	107,044,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 6 4 回	100,000,000	112,770,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 7 3 回	100,000,000	99,026,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 8 8 回	100,000,000	104,326,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 6 回	100,000,000	102,355,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 9 回	100,000,000	102,507,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 9 2 回	200,000,000	239,898,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 9 7 回	200,000,000	240,060,000	
	200,000,000	242,312,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第99回			
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	241,032,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	237,582,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第123回	100,000,000	133,756,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第137回	840,000,000	856,413,600	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第149回	140,000,000	142,938,600	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第155回	100,000,000	102,006,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第157回	140,000,000	142,910,600	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第163回	1,000,000,000	1,023,200,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第165回	100,000,000	129,985,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第168回	100,000,000	102,311,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第169回	100,000,000	118,003,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第170回	218,000,000	222,987,840	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第171回	100,000,000	117,132,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300,000,000	396,492,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第173回	200,000,000	204,814,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第175回	200,000,000	204,800,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第180回	200,000,000	204,722,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第182回	900,000,000	924,714,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	119,818,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第189回	196,000,000	199,863,160	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第190回	400,000,000	408,980,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第193回	1,000,000,000	1,032,780,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第197回	272,000,000	280,872,640	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第207回	300,000,000	308,931,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第211回	137,000,000	141,030,540	
	145,000,000	149,254,300	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 3 回			
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 6 回	100,000,000	117,836,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 7 回	100,000,000	128,664,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 9 回	100,000,000	117,792,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 2 0 回	100,000,000	103,077,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 2 4 回	100,000,000	128,953,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 2 5 回	190,000,000	195,283,900	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 4 回	100,000,000	102,547,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 9 回	500,000,000	568,680,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 6 1 回	200,000,000	204,956,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 7 1 回	151,000,000	151,474,140	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 7 回	100,000,000	100,812,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 0 6 回	403,000,000	408,275,270	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 1 5 回	100,000,000	101,169,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 1 回	500,000,000	506,940,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 5 回	100,000,000	109,431,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 9 回	500,000,000	508,405,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 4 2 回	131,000,000	132,572,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 1 回	100,000,000	101,107,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 4 回	200,000,000	201,978,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 7 回	100,000,000	101,641,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第1 3 回	130,000,000	138,132,800	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第2 8 回	400,000,000	539,604,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第3 3 回	100,000,000	137,140,000	
公営企業債券 3 0 年第4 回財投機関債	100,000,000	137,284,000	
地方公営企業等金融機構債券（2 0 年） 第1 回	100,000,000	117,631,000	
	100,000,000	119,516,000	

地方公共団体金融機構債券 20年 第4回			
地方公共団体金融機構債券 F16 回	100,000,000	113,889,000	
地方公共団体金融機構債券 20年 第6回	300,000,000	363,120,000	
地方公共団体金融機構債券 F24 回	100,000,000	105,420,000	
地方公共団体金融機構債券（20 年） 第10回	300,000,000	349,500,000	
地方公共団体金融機構債券 第27 回	300,000,000	305,223,000	
地方公共団体金融機構債券 第28 回	500,000,000	509,270,000	
地方公共団体金融機構債券 F10 4回	100,000,000	106,654,000	
地方公共団体金融機構債券 F10 6回	100,000,000	105,305,000	
地方公共団体金融機構債券 F12 2回	100,000,000	109,968,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第37回	604,000,000	618,187,960	
地方公共団体金融機構債券 第37 回	400,000,000	408,560,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第38回	194,000,000	198,417,380	
地方公共団体金融機構債券 F13 2回	500,000,000	529,485,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第39回	100,000,000	102,251,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第40回	101,000,000	103,397,740	
政保 地方公共団体金融機構債券 第41回	102,000,000	104,418,420	
地方公共団体金融機構債券 第41 回	600,000,000	613,566,000	
地方公共団体金融機構債券 F14 2回	100,000,000	104,970,000	
地方公共団体金融機構債券 F14 5回	200,000,000	210,618,000	
地方公共団体金融機構債券 F14 7回	100,000,000	108,882,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第42回	108,000,000	110,670,840	
地方公共団体金融機構債券 第42 回	100,000,000	102,329,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第43回	202,000,000	206,716,700	
政保 地方公共団体金融機構債券 第44回	145,000,000	148,944,000	
地方公共団体金融機構債券 第44 回	100,000,000	102,427,000	
	223,000,000	229,081,210	

政保 地方公共団体金融機構債券 第45回			
地方公共団体金融機構債券 F16 0回	100,000,000	108,143,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第48回	500,000,000	511,090,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第49回	13,000,000	13,421,590	
政保 地方公共団体金融機構債券 第50回	100,000,000	103,418,000	
地方公共団体金融機構債券 第51 回	600,000,000	618,516,000	
地方公共団体金融機構債券 第52 回	300,000,000	309,513,000	
地方公共団体金融機構債券（15 年） 第2回	200,000,000	218,980,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第56回	591,000,000	610,042,020	
政保 地方公共団体金融機構債券 第59回	116,000,000	119,528,720	
地方公共団体金融機構債券（20 年） 第38回	100,000,000	117,108,000	
地方公共団体金融機構債券 F24 0回	300,000,000	327,519,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第64回	100,000,000	102,747,000	
地方公共団体金融機構債券 第64 回	100,000,000	102,692,000	
地方公共団体金融機構債券（20 年） 第39回	100,000,000	116,327,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第65回	400,000,000	411,096,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第69回	320,000,000	327,488,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第72回	189,000,000	194,641,650	
地方公共団体金融機構債券 第74 回	300,000,000	308,091,000	
地方公共団体金融機構債券 第77 回	100,000,000	102,576,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第78回	509,000,000	521,551,940	
地方公共団体金融機構債券 第79 回	400,000,000	410,428,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 （8年） 第5回	500,000,000	504,385,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第83回	116,000,000	116,366,560	
地方公共団体金融機構債券 第10 1回	400,000,000	405,000,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第108回	157,000,000	158,847,890	
	100,000,000	100,985,000	

政保 地方公共団体金融機構債券 第110回			
政保 地方公共団体金融機構債券 第113回	110,000,000	111,878,800	
公営企業債券（20年） 第2回財 投機関債	100,000,000	104,327,000	
公営企業債券（20年） 第5回財 投機関債	200,000,000	215,772,000	
公営企業債券（20年） 第19回 財投機関債	100,000,000	116,180,000	
公営企業債券（20年） 第25回 財投機関債	100,000,000	120,436,000	
首都高速道路 第17回	200,000,000	200,058,000	
都市再生債券 財投機関債第55回	100,000,000	101,860,000	
都市再生債券 財投機関債第96回	200,000,000	205,600,000	
都市再生債券 財投機関債第97回	100,000,000	108,439,000	
都市再生債券 財投機関債第109 回	100,000,000	107,673,000	
都市再生債券 財投機関債第113 回	300,000,000	320,931,000	
本州四国連絡橋債券 財投機関債第 7回	100,000,000	112,037,000	
民間都市開発推進機構 政府保証第 16回	360,000,000	370,296,000	
東京交通債券 第342回	200,000,000	211,584,000	
東京交通債券 第347回	157,000,000	169,647,920	
関西国際空港社債 財投機関債第3 2回	100,000,000	102,027,000	
福祉医療機構債券 第31回財投機 関債	100,000,000	102,318,000	
中部国際空港債券 政府保証第18 回	368,000,000	376,556,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第3回	200,000,000	231,748,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第18回	100,000,000	108,035,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第42回	100,000,000	109,980,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第49回	100,000,000	120,017,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第59回	100,000,000	118,770,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第73回	100,000,000	101,867,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第75回	100,000,000	120,815,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第77回	300,000,000	332,955,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第78回	100,000,000	120,838,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第79回	100,000,000	101,860,000	

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第86回	200,000,000	203,640,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第90回	200,000,000	221,550,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第120回	100,000,000	119,671,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第123回	100,000,000	119,378,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	138,355,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第132回	200,000,000	216,484,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第137回	100,000,000	110,340,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第143回	100,000,000	109,709,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第177回	250,000,000	256,340,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第198回	200,000,000	201,464,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100,000,000	101,412,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	132,112,500	
成田国際空港 第10回	100,000,000	101,904,000	
成田国際空港 第13回一般担保付	200,000,000	204,976,000	
成田国際空港 第17回	200,000,000	204,460,000	
沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第17回	100,000,000	101,795,000	
商工債券 利付第806回い号	300,000,000	300,705,000	
商工債券 利付第811回い号	300,000,000	301,269,000	
商工債券 利付第815回い号	100,000,000	100,469,000	
商工債券 利付第818回い号	100,000,000	100,504,000	
商工債券 利付第819回い号	300,000,000	301,656,000	
しんきん中金債券 利付第316回	100,000,000	100,076,000	
しんきん中金債券 利付第317回	800,000,000	800,536,000	
しんきん中金債券 利付第327回	200,000,000	200,220,000	
しんきん中金債券 利付第335回	200,000,000	200,514,000	
商工債券 利付（3年）第223回	500,000,000	500,840,000	
商工債券 利付（3年）第231回	200,000,000	200,332,000	
商工債券 利付（3年）第236回	500,000,000	500,135,000	
商工債券 利付（10年）第15回	200,000,000	203,242,000	
国際協力機構債券 第6回財投機関 債	200,000,000	241,340,000	
東日本高速道路 第34回	100,000,000	100,275,000	
東日本高速道路 第36回	200,000,000	200,134,000	
中日本高速道路 第63回	100,000,000	102,975,000	
中日本高速道路 第66回	1,200,000,000	1,200,528,000	

西日本高速道路 第 2 0 回	200,000,000	205,470,000	
西日本高速道路 第 2 2 回	400,000,000	412,120,000	
西日本高速道路 第 2 3 回	100,000,000	102,572,000	
西日本高速道路 第 3 0 回	300,000,000	301,821,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 6 2 回	100,000,000	102,819,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 6 8 回	200,000,000	205,332,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 6 9 回	100,000,000	116,481,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 7 1 回	100,000,000	102,542,000	
貸付債権担保第 1 2 回住宅金融公庫債券	32,532,000	32,889,526	
貸付債権担保第 1 9 回住宅金融公庫債券	59,915,000	61,350,563	
貸付債権担保第 1 0 回住宅金融公庫債券	60,582,000	60,765,563	
貸付債権担保第 5 回 S 種住宅金融公庫債券	37,335,000	38,182,504	
貸付債権担保第 4 2 回住宅金融公庫債券	41,196,000	43,243,853	
貸付債権担保第 7 回 S 種住宅金融公庫債券	12,911,000	13,368,953	
貸付債権担保第 3 9 回住宅金融公庫債券	27,922,000	28,992,529	
貸付債権担保第 4 0 回住宅金融公庫債券	31,768,000	33,375,778	
貸付債権担保第 1 5 回住宅金融公庫債券	35,766,000	36,618,303	
貸付債権担保第 3 2 回住宅金融公庫債券	59,120,000	61,150,772	
貸付債権担保第 2 0 回住宅金融公庫債券	60,885,000	62,642,749	
貸付債権担保第 4 4 回住宅金融公庫債券	54,748,000	57,279,000	
貸付債権担保第 8 回住宅金融支援機構債券	91,794,000	95,831,100	
貸付債権担保第 7 回住宅金融支援機構債券	15,270,000	16,002,654	
貸付債権担保第 2 5 回住宅金融支援機構債券	23,893,000	25,888,543	
貸付債権担保第 2 8 回住宅金融支援機構債券	78,318,000	83,967,077	
貸付債権担保 S 種第 1 6 回住宅金融支援機構債券	16,201,000	16,559,042	
貸付債権担保第 4 2 回住宅金融支援機構債券	84,134,000	88,887,571	
貸付債権担保 S 種第 1 7 回住宅金融支援機構債券	32,608,000	33,346,245	
貸付債権担保第 4 5 回住宅金融支援機構債券	101,166,000	107,879,375	

貸付債権担保第 5 2 回住宅金融支援 機構債券	74,218,000	78,501,120	
貸付債権担保第 2 4 回住宅金融支援 機構債券	42,582,000	45,832,284	
貸付債権担保第 4 8 回住宅金融支援 機構債券	94,266,000	100,484,728	
貸付債権担保第 4 0 回住宅金融支援 機構債券	105,168,000	110,278,113	
貸付債権担保第 6 2 回住宅金融支援 機構債券	141,429,000	148,426,906	
貸付債権担保第 6 0 回住宅金融支援 機構債券	137,793,000	145,339,922	
貸付債権担保第 6 1 回住宅金融支援 機構債券	88,850,000	93,374,242	
貸付債権担保第 5 1 回住宅金融支援 機構債券	34,457,000	36,541,993	
貸付債権担保第 4 3 回住宅金融支援 機構債券	81,178,000	86,293,837	
貸付債権担保第 7 9 回住宅金融支援 機構債券	46,220,000	48,188,047	
貸付債権担保第 8 1 回住宅金融支援 機構債券	98,856,000	103,185,892	
貸付債権担保第 7 2 回住宅金融支援 機構債券	44,775,000	46,690,026	
貸付債権担保第 2 2 回住宅金融公庫 債券	25,410,000	26,232,013	
貸付債権担保第 7 0 回住宅金融支援 機構債券	134,412,000	141,179,644	
貸付債権担保第 3 3 回住宅金融支援 機構債券	29,338,000	31,452,976	
貸付債権担保第 3 4 回住宅金融支援 機構債券	31,408,000	33,722,769	
貸付債権担保第 3 5 回住宅金融支援 機構債券	31,165,000	33,244,952	
貸付債権担保第 4 6 回住宅金融支援 機構債券	33,395,000	35,635,804	
貸付債権担保第 5 5 回住宅金融支援 機構債券	90,498,000	95,770,413	
貸付債権担保第 5 6 回住宅金融支援 機構債券	128,871,000	136,333,919	
貸付債権担保第 5 7 回住宅金融支援 機構債券	43,084,000	45,623,370	
貸付債権担保第 7 6 回住宅金融支援 機構債券	86,814,000	90,964,577	
貸付債権担保 S 種第 3 回住宅金融公 庫債券	11,948,000	12,214,798	
貸付債権担保 S 種第 1 4 回住宅金融 支援機構債券	68,590,000	69,686,754	
貸付債権担保 S 種第 1 5 回住宅金融 支援機構債券	27,986,000	28,427,619	
貸付債権担保第 2 3 回住宅金融支援 機構債券	83,912,000	90,092,957	
	84,357,000	90,110,990	

貸付債権担保第3 2 回住宅金融支援機構債券			
貸付債権担保第3 9 回住宅金融支援機構債券	168,470,000	177,516,839	
貸付債権担保第5 8 回住宅金融支援機構債券	91,078,000	96,376,918	
貸付債権担保第6 4 回住宅金融支援機構債券	148,539,000	155,652,532	
貸付債権担保第7 1 回住宅金融支援機構債券	130,077,000	135,527,226	
貸付債権担保第7 3 回住宅金融支援機構債券	101,004,000	106,596,591	
貸付債権担保第7 5 回住宅金融支援機構債券	86,480,000	90,841,186	
貸付債権担保第8 3 回住宅金融支援機構債券	209,284,000	218,243,448	
貸付債権担保第8 4 回住宅金融支援機構債券	363,405,000	378,439,064	
貸付債権担保第8 8 回住宅金融支援機構債券	54,331,000	56,387,971	
貸付債権担保第8 9 回住宅金融支援機構債券	57,199,000	59,441,200	
貸付債権担保第9 0 回住宅金融支援機構債券	58,548,000	60,604,205	
貸付債権担保第9 2 回住宅金融支援機構債券	122,202,000	125,694,533	
貸付債権担保第9 3 回住宅金融支援機構債券	128,562,000	131,272,086	
貸付債権担保第9 4 回住宅金融支援機構債券	68,891,000	71,113,423	
貸付債権担保第9 6 回住宅金融支援機構債券	72,762,000	74,898,292	
貸付債権担保第9 7 回住宅金融支援機構債券	215,457,000	222,881,648	
貸付債権担保第9 8 回住宅金融支援機構債券	220,842,000	229,401,835	
貸付債権担保第9 9 回住宅金融支援機構債券	147,700,000	153,365,772	
貸付債権担保第1 0 0 回住宅金融支援機構債券	72,564,000	75,174,852	
貸付債権担保第1 0 1 回住宅金融支援機構債券	72,540,000	75,356,002	
貸付債権担保第1 1 5 回住宅金融支援機構債券	260,814,000	263,685,562	
貸付債権担保第1 1 6 回住宅金融支援機構債券	174,770,000	177,499,907	
貸付債権担保第1 1 7 回住宅金融支援機構債券	175,940,000	178,429,551	
貸付債権担保第1 1 8 回住宅金融支援機構債券	88,124,000	89,432,641	
貸付債権担保第1 1 9 回住宅金融支援機構債券	176,354,000	178,856,463	
	89,053,000	89,944,420	

		貸付債権担保第120回住宅金融支援機構債券			
		貸付債権担保第121回住宅金融支援機構債券	89,348,000	90,418,389	
		貸付債権担保第123回住宅金融支援機構債券	90,519,000	91,785,360	
		貸付債権担保第125回住宅金融支援機構債券	363,356,000	367,411,052	
		貸付債権担保第126回住宅金融支援機構債券	274,113,000	277,353,015	
		貸付債権担保第128回住宅金融支援機構債券	183,326,000	185,357,252	
		貸付債権担保第129回住宅金融支援機構債券	184,932,000	187,620,911	
		貸付債権担保第134回住宅金融支援機構債券	188,968,000	190,712,174	
		貸付債権担保第135回住宅金融支援機構債券	94,722,000	95,591,547	
		貸付債権担保第136回住宅金融支援機構債券	95,169,000	96,393,825	
		貸付債権担保第140回住宅金融支援機構債券	96,167,000	96,891,137	
		貸付債権担保第142回住宅金融支援機構債券	291,255,000	292,085,076	
		貸付債権担保第144回住宅金融支援機構債券	292,578,000	293,584,468	
		貸付債権担保第150回住宅金融支援機構債券	499,225,000	495,770,363	
		貸付債権担保第152回住宅金融支援機構債券	200,000,000	199,904,000	
		銘柄数：309	57,485,712,000	60,606,770,151	
		組入時価比率：8.6%		8.7%	
	小計				
	合計			60,606,770,151	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（BFCM）第14回円貨社債	200,000,000	201,190,000	
		フランス相互信用連合銀行（BFCM）第29回円貨社債	200,000,000	199,740,000	
		フランス相互信用連合銀行（BFCM）第31回円貨社債	100,000,000	98,839,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第14回円貨社債	100,000,000	99,988,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第1回非上位円貨社債	200,000,000	201,230,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回円貨社債（2014）	100,000,000	102,499,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第15回円貨社債（2018）	100,000,000	99,675,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	100,066,000	
		スタンダード・チャータード 第3回円貨社債（2015）	100,000,000	100,650,000	

エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第2回円	100,000,000	101,551,000	
エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	103,576,000	
ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第1回円貨社債	100,000,000	100,229,000	
ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第6回円貨社債	100,000,000	99,644,000	
ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	98,125,000	
サンタンデール銀行 第1回円貨社債	100,000,000	100,055,000	
フランス電力 第4回円貨社債（2017）	100,000,000	103,078,000	
現代キャピタル・サービスズ・インク 第15回円貨社債	200,000,000	200,784,000	
ビー・エヌ・ビー・パリバ 第1回円貨社債（2017）	100,000,000	101,898,000	
ウエストバック・バンキング・コーポレーション 第12回円貨社	200,000,000	200,156,000	
オーストラリア・ニュージーランド銀行 第10回円貨社債	200,000,000	199,932,000	
ソシエテ・ジェネラル 第1回非上位円貨社債（2017）	100,000,000	100,124,000	
大和ハウス工業 第5回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,473,000	
大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,764,000	
森永乳業 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,971,000	
明治ホールディングス 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,841,000	
アサヒグループホールディングス 第8回特定社債間限定同順位特	100,000,000	100,539,000	
麒麟ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,988,000	
味の素 第24回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,250,000	
日本たばこ産業 第13回	100,000,000	100,340,000	
トヨタ紡織 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,026,000	
野村不動産ホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,290,000	
森ヒルズリート投資法人 第17回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	197,300,000	
森ビル 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,997,000	
東急不動産ホールディングス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,737,000	
東レ 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,585,000	
日本土地建物 第4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,678,000	

王子ホールディングス 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,160,000	
レンゴー 第18回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,562,000	
住友化学 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,614,000	
三井化学 第47回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,028,000	
三井化学 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,426,000	
三菱ケミカルホールディングス 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,120,000	
電通 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,900,000	
電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,866,000	
ツムラ 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,887,000	
第一三共 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,586,000	
ヤフー 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,586,000	
ヤフー 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,856,000	
楽天 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,844,000	
JXホールディングス 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,647,000	
横浜ゴム 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,378,000	
ブリヂストン 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,369,000	
住友ゴム工業 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,505,000	
日本特殊陶業 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,892,000	
新日鐵住金 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,822,000	
新日鐵住金 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,974,000	
新日鐵住金 第9回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,768,000	
新日本製鐵 第67回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,480,000	
神戸製鋼所 第62回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,054,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス 第22回（JFEス保証）	100,000,000	102,198,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス 第28回社債間限定同順位	100,000,000	99,657,000	
DOWAホールディングス 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,847,000	
	200,000,000	199,944,000	

住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付			
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	218,644,000	
三菱電機 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,439,000	
日本電産 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,321,000	
日本電産 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,702,000	
日本電気 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,263,000	
パナソニック 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,443,000	
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,328,000	
ソニー 第32回	200,000,000	200,746,000	
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,191,000	
三菱重工業 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,589,000	
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,188,000	
J A三井リース 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,024,000	
J A三井リース 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,115,000	
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第2回社債間限定	100,000,000	100,268,000	
トヨタ自動車 第14回社債間限定同等特約付	100,000,000	102,780,000	
アイシン精機 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,834,000	
ドンキホーテホールディングス 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,248,000	
ニコン 第20回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,048,000	
伊藤忠商事 第59回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,618,000	
丸紅 第101回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,428,000	
豊田通商 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,431,000	
豊田通商 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	208,424,000	
三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,097,000	
住友商事 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,225,000	
住友商事 第49回社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,428,000	
高島屋 第11回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,898,000	

丸井グループ 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,598,000	
クレディセゾン 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,633,000	
クレディセゾン 第51回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,590,000	
イオン 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,069,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第1回劣後特約付	100,000,000	102,259,000	
りそなホールディングス 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,869,000	
りそなホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,112,000	
三井住友トラスト・ホールディングス 第2回劣後特約付	200,000,000	205,070,000	
みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	118,562,000	
東京三菱銀行 第57回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,161,000	
三菱東京UFJ銀行 第159回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,006,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第1回劣後特約付	300,000,000	305,826,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第3回劣後特約付	100,000,000	102,416,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	107,228,000	
三菱UFJ信託銀行 第9回劣後特約付	100,000,000	102,135,000	
三井住友信託銀行 第1回劣後特約付	300,000,000	310,362,000	
セブン銀行 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,275,000	
セブン銀行 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,842,000	
みずほフィナンシャルグループ 第1回劣後特約付	200,000,000	204,478,000	
三井住友銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	102,172,000	
NTTファイナンス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,179,000	
トヨタファイナンス 第81回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,038,000	
リコーリース 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,972,000	
アコム 第76回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,879,000	
アコム 第77回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,791,000	
ジャックス 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,661,000	
ジャックス 第19回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,996,000	

日立キャピタル 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,570,000	
日立キャピタル 第57回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,859,000	
三井住友ファイナンス&リース 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,404,000	
三菱UFJリース 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,267,000	
三菱UFJリース 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,954,000	
三菱UFJリース 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,480,000	
大和証券グループ本社 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,643,000	
三菱地所 第56回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	105,726,000	
三菱地所 第111回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	102,150,000	
三菱地所 第120回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,825,000	
東京建物 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,534,000	
ダイビル 第19回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,652,000	
住友不動産 第95回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,181,000	
住友不動産 第97回社債間限定同順位特約付	200,000,000	205,716,000	
住友不動産 第100回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,585,000	
日本ビルファンド投資法人 第13回特定投資法人債間限定同順位	100,000,000	103,002,000	
野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	117,895,000	
積水ハウス・S Iレジデンシャル投資法人 第5回特定投資法人債	100,000,000	102,241,000	
東武鉄道 第102回社債間限定同順位特約付	200,000,000	213,042,000	
相鉄ホールディングス 第32回相模鉄道株式会社保証付	200,000,000	203,332,000	
東京急行電鉄 第75回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,081,000	
東京急行電鉄 第82回社債間限定同順位特約付	100,000,000	110,612,000	
小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200,000,000	214,624,000	
小田急電鉄 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,772,000	
東日本旅客鉄道 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	210,034,000	
東日本旅客鉄道 第39回社債間限定同順位特約付	100,000,000	110,280,000	
	200,000,000	238,294,000	

東日本旅客鉄道 第57回社債間限定同順位特約付			
東日本旅客鉄道 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	117,189,000	
東日本旅客鉄道 第106回社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,900,000	
東日本旅客鉄道 第107回社債間限定同順位特約付	100,000,000	120,686,000	
東日本旅客鉄道 第133回社債間限定同順位特約付	100,000,000	117,183,000	
西日本旅客鉄道 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	115,237,000	
西日本旅客鉄道 第15回社債間限定同順位特約付	300,000,000	349,098,000	
西日本旅客鉄道 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,617,000	
東海旅客鉄道 第51回社債間限定同順位特約付	200,000,000	239,692,000	
東海旅客鉄道 第70回社債間限定同順位特約付	100,000,000	112,075,000	
東海旅客鉄道 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	126,541,000	
東京地下鉄 第22回	100,000,000	100,185,000	
東京地下鉄 第23回	100,000,000	103,676,000	
東京地下鉄 第24回	100,000,000	111,988,000	
西武ホールディングス 第1回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,642,000	
名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,247,000	
日本通運 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,585,000	
日本通運 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,503,000	
日本郵船 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	109,975,000	
横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,779,000	
九州旅客鉄道 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,674,000	
ANAホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,214,000	
三菱倉庫 第14回	100,000,000	100,430,000	
澁澤倉庫 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,927,000	
KDDI 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,698,000	
KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,753,000	
東京電力 第548回	100,000,000	112,368,000	
東京電力 第560回	100,000,000	110,962,000	
中部電力 第500回	200,000,000	206,244,000	

中部電力 第524回	100,000,000	100,995,000	
中部電力 第530回	200,000,000	199,612,000	
関西電力 第496回	100,000,000	103,310,000	
関西電力 第497回	200,000,000	207,656,000	
関西電力 第511回	100,000,000	99,963,000	
関西電力 第514回	200,000,000	200,214,000	
関西電力 第527回	200,000,000	200,300,000	
中国電力 第330回	100,000,000	102,573,000	
中国電力 第377回	400,000,000	414,460,000	
中国電力 第378回	100,000,000	103,310,000	
中国電力 第400回	100,000,000	100,456,000	
中国電力 第402回	300,000,000	300,789,000	
北陸電力 第301回	100,000,000	103,323,000	
北陸電力 第304回	100,000,000	103,292,000	
北陸電力 第307回	100,000,000	105,128,000	
北陸電力 第308回	100,000,000	102,785,000	
東北電力 第473回	100,000,000	100,715,000	
東北電力 第475回	100,000,000	102,804,000	
東北電力 第481回	200,000,000	206,256,000	
東北電力 第484回	100,000,000	103,364,000	
四国電力 第281回	200,000,000	207,088,000	
九州電力 第424回	300,000,000	312,399,000	
九州電力 第428回	105,000,000	108,423,000	
九州電力 第449回	200,000,000	201,842,000	
九州電力 第451回	100,000,000	101,064,000	
九州電力 第476回	100,000,000	100,410,000	
北海道電力 第321回	100,000,000	103,074,000	
北海道電力 第323回	100,000,000	108,863,000	
北海道電力 第338回	100,000,000	103,295,000	
電源開発 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,510,000	
電源開発 第39回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,164,000	
電源開発 第40回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,073,000	
電源開発 第41回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,668,000	
電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,675,000	
電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,387,000	
東京電力パワーグリッド 第2回	100,000,000	100,860,000	
東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	100,921,000	
東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	300,948,000	
東京電力パワーグリッド 第14回	100,000,000	100,476,000	

有価証券報告書（内閣役員信託）

小計	東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	101,432,000	
	東京瓦斯 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,757,000	
	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	132,349,000	
	東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,481,000	
	大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,318,000	
	東邦瓦斯 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,441,000	
	北海道瓦斯 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,227,000	
	北海道瓦斯 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,780,000	
	広島ガス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,522,000	
	東京都競馬 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,961,000	
	ファーストリテイリング 第3回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,998,000	
	ファーストリテイリング 第4回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,983,000	
	ファーストリテイリング 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,713,000	
	ソフトバンクグループ 第54回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,286,000	
	銘柄数：224 組入時価比率：4.0%	27,805,000,000	28,592,193,000 4.1%	
	合計		28,592,193,000	
合計		699,107,762,947		

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村ターゲットプライス「日経２２５」（国内債券運用移行型）

2020年1月31日現在

I 資産総額	31,143,526円
II 負債総額	20,574円
III 純資産総額（I－II）	31,122,952円
IV 発行済口数	24,417,616口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2746円

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

2020年1月31日現在

I 資産総額	717,331,355,385円
II 負債総額	3,013,493,577円
III 純資産総額（I－II）	714,317,861,808円
IV 発行済口数	530,931,754,922口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3454円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先

口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(7) 信託の併合

①信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合は、社振法の規定に基づき、併合後の信託の振替受益権を受益者に交付し、振替口座簿におけるこの信託の振替受益権についての記載または記録は抹消されるものとします。

②上記①の場合、併合後の信託の名称ならびに割当比率（下記③に規定する割当比率をいいます。）を計算する日（以下「割当比率計算日」といいます。）および併合を行なう日（以下「併合日」といいます。）は、次の通りとします。

併合後の信託の名称 野村インデックスファンド・国内債券

割当比率計算日 2020年5月26日

併合日 2020年5月27日

③上記①の規定に基づき受益者に交付される併合後の信託の口数は、社振法の規定に従い、その受益者に帰属していたこの信託の受益権口数に次に掲げる割当比率を乗じて得た口数とします。ただし、計算上1口に満たない端数があるときは、当該端数口数は1口に切り上げるものとします。

割当比率＝（この信託の純資産総額÷この信託の受益権口数）÷（併合後の信託の純資産総額÷併合後の信託の受益権口数）

なお、各計数は、割当比率計算日におけるものとします。

交付する口数の計算上1口に満たない端数の処理に関しては、切り上げにより生じた受益権の合計口数に相当する金銭を、委託者は併合後の信託の信託財産に拠出して調整するものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

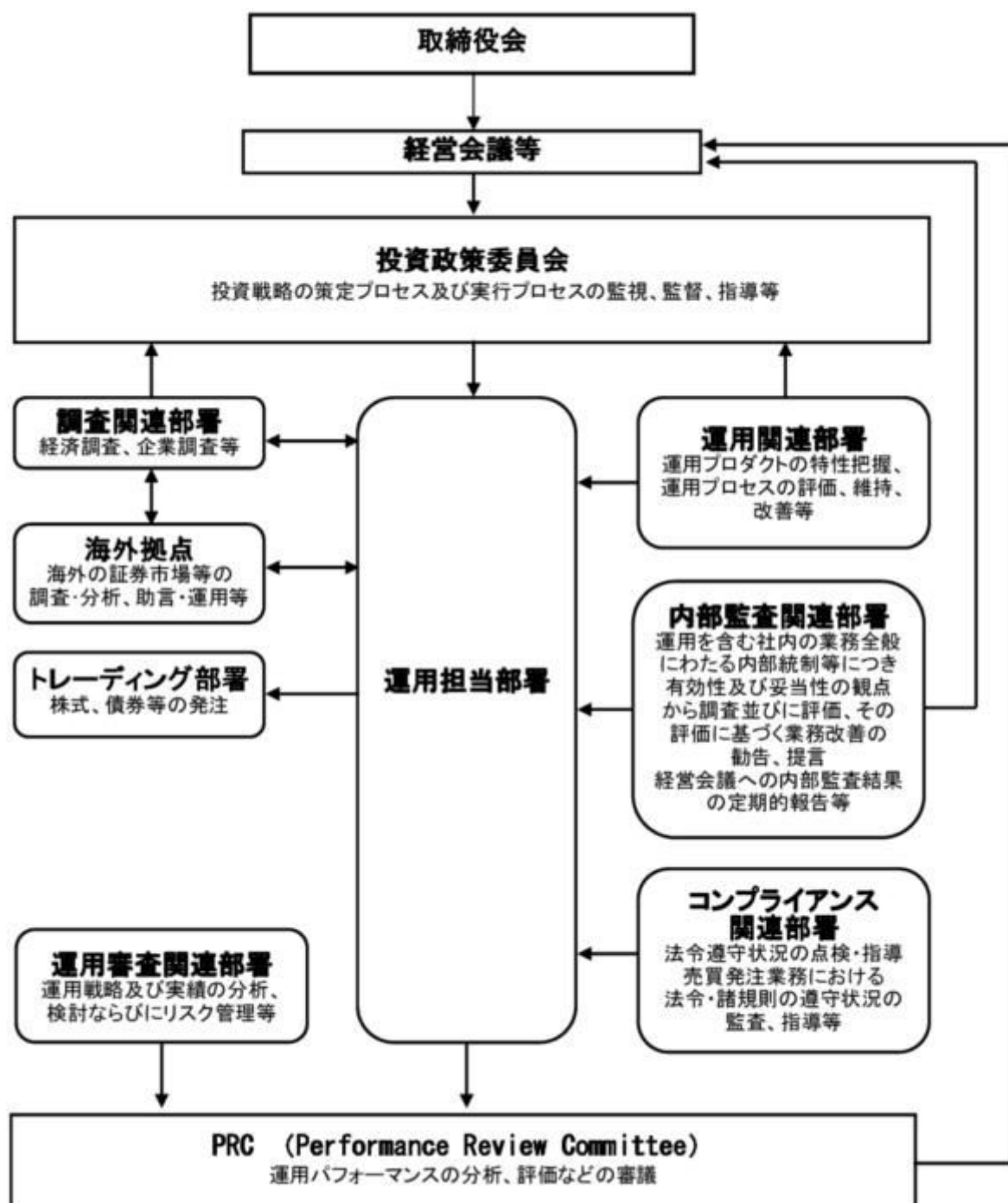
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年12月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,001	30,220,515
単位型株式投資信託	181	921,877
追加型公社債投資信託	14	5,779,652
単位型公社債投資信託	445	1,714,679
合計	1,641	38,636,722

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		919	1,562
金銭の信託		47,936	45,493
有価証券		22,600	19,900
前払金		0	-
前払費用		26	27
未収入金		464	500
未収委託者報酬		24,059	25,246
未収運用受託報酬		6,764	5,933
その他		181	269
貸倒引当金		△15	△15
流動資産計		102,937	98,917
固定資産			

有形固定資産			874		714
建物	※ 2	348		320	
器具備品	※ 2	525		393	
無形固定資産			7,157		6,438
ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		△0		-	
投資損失引当金		-		△707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	※ 1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	※ 1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	

その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33
その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,907		119,196
運用受託報酬			26,200		21,440
その他営業収益			338		355
営業収益計			142,447		140,992
営業費用					
支払手数料			45,252		42,675
広告宣伝費			1,079		1,210
公告費			0		0
調査費			30,516		30,082
調査費		5,830		5,998	
委託調査費		24,685		24,083	
委託計算費			1,376		1,311
営業雑経費			5,464		5,435
通信費		125		92	
印刷費		966		970	
協会費		79		86	
諸経費		4,293		4,286	
営業費用計			83,689		80,715
一般管理費					
給料			11,716		11,113
役員報酬		425		379	
給料・手当		6,856		7,067	
賞与		4,433		3,666	
交際費			132		107
旅費交通費			482		514
租税公課			1,107		1,048
不動産賃借料			1,221		1,223
退職給付費用			1,110		1,474
固定資産減価償却費			2,706		2,835
諸経費			9,131		10,115
一般管理費計			27,609		28,433
営業利益			31,148		31,843

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	※ 3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	※ 2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			△439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

当期変動額									
剰余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	---

【未適用の会計基準等】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
※ 2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソ フ ト ウ エ 53 ア 合計 58	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソ フ ト ウ エ 307 ア 合計 310
	※ 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	△735	評価性引当額	△1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.2%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	△0.4%	その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	34,646	未払手数料	6,410

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,840百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672百万円
普通株式に係る当期純利益	24,840百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2019年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,212
金銭の信託		42,268
有価証券		5,800
未収委託者報酬		25,161
未収運用受託報酬		4,788
その他		957
貸倒引当金		△15
流動資産計		81,173
固定資産		
有形固定資産	※ 1	679
無形固定資産		5,940
ソフトウェア		5,939
その他		0
投資その他の資産		17,485
投資有価証券		1,362
関係会社株式		12,869
前払年金費用		1,736
繰延税金資産		2,096
その他		420
投資損失引当金		△999
固定資産計		24,105
資産合計		105,278

		2019年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,888
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		7,472
関係会社未払金		3,649
その他未払金	※ 2	739
未払費用		9,291
未払法人税等		1,661
賞与引当金		2,294
その他		181
流動負債計		25,317
固定負債		
退職給付引当金		3,267
時効後支払損引当金		565
固定負債計		3,832
負債合計		29,150
(純資産の部)		
株主資本		76,122
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		45,212
利益準備金		685
その他利益剰余金		44,527
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,920
評価・換算差額等		6
その他有価証券評価差額金		6
純資産合計		76,128

負債・純資産合計		105,278
----------	--	---------

◇中間損益計算書

		自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		58,947
運用受託報酬		8,401
その他営業収益		158
営業収益計		67,507
営業費用		
支払手数料		20,298
調査費		13,552
その他営業費用		3,856
営業費用計		37,706
一般管理費	※ 1	14,394
営業利益		15,406
営業外収益	※ 2	5,561
営業外費用	※ 3	27
経常利益		20,940
特別利益	※ 4	44
特別損失	※ 5	410
税引前中間純利益		20,574
法人税、住民税及び事業税		5,116
法人税等調整額		610
中間純利益		14,847

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
					その他利益剰余金	株 主

	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	資本 合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当中間期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650
中間純利益							14,847	14,847	14,847
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△10,802	△10,802	△10,802
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,920	45,212	76,122

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当中間期変動額			
剰余金の配当			△25,650
中間純利益			14,847
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△27	△27	△27
当中間期変動額合計	△27	△27	△10,830
当中間期末残高	6	6	76,128

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2019年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	3,881百万円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	38百万円
無形固定資産	1,145百万円

※ 2	営業外収益のうち主要なもの		
	受取配当金	4,936百万円	
	金銭信託運用益	433百万円	
※ 3	営業外費用のうち主要なもの		
	時効後支払損引当金繰入	10百万円	
	為替差損	6百万円	
※ 4	特別利益の内訳		
	投資有価証券等売却益	1百万円	
	株式報酬受入益	43百万円	
※ 5	特別損失の内訳		
	投資有価証券等評価損	119百万円	
	投資損失引当金繰入額	291百万円	

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日				
1	発行済株式に関する事項			
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	—	—
				当中間会計期間末 5,150,693株
2	配当に関する事項			
	配当金支払額			
	2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・ 普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		25,650百万円	
	(2) 1株当たり配当額		4,980円	
	(3) 基準日		2019年3月31日	
	(4) 効力発生日		2019年6月28日	

◇金融商品関係

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,212	2,212	-
(2)金銭の信託	42,268	42,268	-
(3)未収委託者報酬	25,161	25,161	-
(4)未収運用受託報酬	4,788	4,788	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,800	5,800	-
資産計	80,231	80,231	-
(6)未払金	11,888	11,888	-

未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,472	7,472	-
関係会社未払金	3,649	3,649	-
その他未払金	739	739	-
(7)未払費用	9,291	9,291	-
(8)未払法人税等	1,661	1,661	-
負債計	22,841	22,841	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,362百万円、関係会社株式12,869百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

◇有価証券関係

当中間会計期間末（2019年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(2019年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2019年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2019年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	5,800	5,800	-
小計	5,800	5,800	-
合計	5,800	5,800	-

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇1株当たり情報

自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日

1株当たり純資産額 14,780円24銭

1株当たり中間純利益 2,882円67銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	14,847百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	14,847百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊2019年12月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

＊2019年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 3月12日	有価証券届出書
2019年 3月12日	有価証券報告書
2019年 9月11日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年 9月11日	半期報告書
2019年11月28日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年2月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットプライス「日経225」（国内債券運用移行型）の2018年12月19日から2019年12月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ターゲットプライス「日経225」（国内債券運用移行型）の2019年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、委託会社は、当ファンド及び「野村インデックスファンド・国内債券」を対象として、当ファンドを消滅ファンドとする、投信法第16条第2号に規定するファンド併合を2020年5月27日に行なうため、2019年11月27日付で金融庁長官に信託約款の変更の届出を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。